

8B-4
no. 6

年少労働資料第一集
昭和三十四年十月

長欠就労児童保護活動事例集

労働省婦人少年局

はじめに

長欠就労児童の保護活動については、昭和三十三年六月から婦人少年室協助員のケース・ワークによつて進めていますが、いろいろ困難な点も多く、その効果は必ずしも万全とはいえない実情です。

しかし、このささやかな努力が、数多く残された長欠就労児童に大きな成果としてはね返ることを切望し、また、それが終局のねらいでもあることを御了解いただきたいと思います。ボランティアとして日の浅い婦人少年室協助員が、初めてとり組んだこの活動に、最初から大きな期待をかけることこそ無理なことといえましょう。本来の業務のかたわら、日夜心を砕いてこの複雑困難な問題に対決し、非常な努力を払つておられる方々に対しては心から敬意を表したいと思います。

こうした意味から、ここに集録した事例は必ずしも満足なものばかりではありませんし、協助員の主観的な感想がむきだしすぎる点など対外的には懸念されないわけではありませんが、できるだけケース・ワークを担当した協助員の記録をそのまま生かしたい意図のもとに編集しました。

ケース・ワークの詳細についてみるとまだ指導の不完全なものも散見しますが、今後は、諸関係機関の御鞭撻によつて是正し、漸次活動を軌道にのせていきたいと存じます。

そこで、本年三月末日までに報告された保護活動事例（抜粋）を第一集としてここに取りまとめ、この活動に献身された婦人少年室協助員の労をねぎらうと共に、今後の活動の御参考に供する次第です。

昭和三十四年九月

目次

はじめに

第一部 保護活動の状況

一、活動の概況	(一)
二、児童把握の状況	(二)
三、学校調査	(五)
四、家庭の状況	(五)
五、就業の実態	(八)
六、指導と措置	(一〇)

第二部 保護活動事例

一、ケース・ワーク完結したもの	
1 夏休みアルバイトから長欠	北海道・折原 きあ (一三)
2 級友三人で家出	青森・松田 登美 (一五)
3 愛情の説得が実って	茨城・長島ふじの (一八)

- 4 特例をもつて卒業……………茨城・早川 茂子……………(三)
 - 5 姉が子守・妹は養女……………埼玉・藤宮とみを……………(三)
 - 6 長欠児はお客様……………千葉・白鳥 寿恵……………(三九)
 - 7 母親入院中に不良化……………神奈川・島崎 はま……………(三)
 - 8 知られない協働員制度……………新潟・倉茂 周蔵……………(三)
 - 9 長欠して家事手伝……………兵庫・谷口きぬ多……………(三)
 - 10 病欠からズルズル長欠……………兵庫・深谷 信一……………(四)
 - 11 ガンコな祖父を説得して……………兵庫・丸山 ふみ……………(四)
 - 12 友だち同志で就労……………奈良・中尾 正恵……………(五)
 - 13 子守をして転々……………愛媛・大野千代子……………(五)
 - 14 貧困のどん底から……………高知・小路 花喜……………(五)
 - 15 理解のない父母……………福岡・森田 順吾……………(六)
 - 16 網子に働く長欠児童……………長崎・本山 トキ……………(六)
- 二、ケース・ワーク継続中のもの
- 1 釣舟の助手……………千葉・柴崎 みつ……………(六七)
 - 2 就学にもう一息……………滋賀・鶴岡 幸……………(七)
 - 3 母を助けて夜間学級へ……………大阪・浅井 タネ……………(七)
 - 4 愛情のない家庭……………大阪・山本 岩代……………(七)

三、ケース・ワーク打切りのもの

- | | | | |
|---|-------------------|----------------|-----|
| 1 | 病の両親を背負って…………… | 千 葉・村越 てい…………… | (六) |
| 2 | 名前のやつと書ける中学生…………… | 新 潟・神田 里…………… | (六) |
| 3 | 就業を認めて善導…………… | 広 島・奥野シズエ…………… | (六) |
| 4 | 眼鏡製造工の長欠児…………… | 福 井・藤本 重志…………… | (六) |
| 5 | 長すぎた就労…………… | 宮 崎・馬場 ミチ…………… | (六) |

第一部 保護活動の状況

一、活動の概況

昭和三十三年六月に「最低年令未満の長期欠席就労児対策要綱」を定め、婦人少年室協助員（以下協助員という）による保護活動を始めてから一年経過しました。

この間に、ケース・ワークに活動した協助員数（実人員）は一四二名（男三四名、女一〇八名）で、把握された長欠就労児童数は二九八名となっています。この児童中ケース・ワークの終結したものは九四名（三一・九％）ですがこの中には完全に終結していないものでも、ケース・ワーク困難につき途中で打ちきつたもの四四名が含まれています。残りの二〇四名については現在ケース・ワーク継続中です。

ケース・ワークの結果についてみると、一応学校へ登校できるようになったものは四〇名（四二・六％）但し、これは就労の面からみれば必ずしも解消したものではありません。雇用主の了解を得て働きながら通学している児童も含まれています。

つぎに、まだ就学していないが、雇用主や親の理解を得て就学の見通しがついたものは六名（六・四％）児童相談所或いは養護施設、少年院等へ収容したものの四名（四・三％）となっています。

協助員が一人で取扱った児童数は、多い人では十数人をケース・ワークしています。平均すると約二人となります。また、なかには一人の児童を数人の協助員によってケース・ワークした例もありました。

第1表 ケース・ワークの期間と結果

結果	ケース・ワーク期間	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	6月
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
計		94	39	24	7	5	4	11	4
就学した児童		40	14	10	6	1	2	4	3
就学の見通しが		6	5	1					
就学のた収容		4	1	1	1		1		
就学のたワーク		44	19	12		4	1	7	1
施設ワーク									
ケースワーク									
打ち切り									
（現状のまま）									

ケース・ワークの期間は、個々の事情によって異なりますが、ケース・ワーク終結した児童についてみると平均二ヵ月半となっています。長いものでは一年以上に及ぶものもありますが、六ヵ月以上ケース・ワークを続けても就学の見込みがなく、打ちきつたものが八名いました。

一・二ヵ月のケース・ワークで就学できたものの数が最も多くなっていますが、これは欠席期間の短いものが多く家庭の事情も比較的良好なものです。短期間の指導でケース・ワークを打ちきつたものについては、年令が満十五才を過ぎて就学指導が困難とみられるものが多くなっています。

しかし、なかには児童の家庭が貧困であつたり、また親が無理解だからといって長欠就労の現状を是認しているものもみられます。現状のままの方が何らかの措置をするより、児童自身にとつては好ましいようにみえる場合もあるかもしれません。しかし、一段と高い見地から児童の福祉を考えるならば、究極的にはやはり、就労を解消して学校生活に復帰するのが真に児童の将来を発展させるものでしょう。このため、ケース・ワークに当つてはできる限りこの基本線に近づけるような態度が望まれるわけです。

二、児童把握の状況

児童の把握状況をみると、ほとんどが担当地区の学校を訪問して把握しています。協助員が児童委員とか、教育委員、少年保護司等という他の役職を兼ねていて、相談を受けてケース・ワークを行ったものもありました。

活動の概況で述べた通り学校調査その他によって把握された長欠就労児童数は、二九八名ですが、学校別では小学校七名、中学校二九一名となっています。ケース・ワークの終結したものを性別で見ますと、男三六名、女五八名です。学年別にみると最低は小学二年生（子守）から各学年にわたり、中学校では一年三五名、二年一〇六名、三年一

第2表 把握された長欠就労児童数

都 道 府 県	長 欠 就 労 児 童 数			ケース・ワーク 終結したもの
	計	男	女	
計	298	146	152	94
北海道 北青森 茨城 埼玉 千葉	1	1		1
	28	22	6	4
	17	6	11	3
	15	8	7	1
	45	24	21	15
東京都 神奈川 新潟 富山 石川	3	3		
	13	7	6	7
	7	3	4	3
	1		1	
福山 愛媛 三浦 滋賀	1	1		1
	2	2		2
	7	3	4	1
	3		3	
京都 大阪 兵庫 奈良 鳥取	4	2	2	4
	14	6	8	4
	24	9	15	9
	3		3	7
広島 山口 香川 愛媛 高知	7	5	2	7
	2	1	1	2
	5	2	3	
	1		1	1
	5	1	4	1
福長 熊大 宮崎 本分 崎	16	7	9	6
	7	3	4	4
	30	13	17	
	8	5	3	
	16	5	11	7
鹿児島	2	1	1	

(注) 昭和三十三年五月～三十四年三月までに把握された児童数を示す。(以下各表とも同じ)

四一名と高学年になるに従って多くなっています。(第3表)

児童のほとんどは自県内に就業していますが、他県へ行って就業しているものも一八名あり、遠いものでは鹿児島から東京へ移動しているものがみられました。

以上は、ケース・ワークの対象として把握した児童についてみたのですが、その他、学校嫌いや、貧困等の理由から長欠している児童の就学促進についても多くの努力がはらわれ、婦人少年室協助員の業績はこの面でも顕著な足跡を残しています。

つぎに、ケース・ワークの終結したものについて、その状況を詳細に分析してみましよう。

第3表 学年別把握児童数

学校別	計	小 学 校						中 学 校				
		小計	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	不明
児童数	298	7	1	1	1	3	1	291	35	106	141	9

第4表 学年及び年令別児童数

学年	年令		計	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才
	計	%									
計	94	100		1	2	5	31	42	11	1	1
小学校	5年	1	1.1	1							
中学校	1年	13	13.7		2	4	2	4	1		
	2年	29	30.9			1	19	5	3		1
	3年	51	54.3				10	33	7	1	

第5表 欠 席 日 数

欠席日数	計	~100日	~200日	~300日	~400日	401日~	不 明
児童数	94	24	25	16	4	19	6
比率	100.0	25.5	26.6	17.0	4.3	20.2	6.4

第6表 学 業 と 健 康

学 業					健 康				
計	上	中	下	不明	計	強	普通	弱	不明
94	1	25	59	9	94	31	55	6	2
100.0	1.1	26.6	62.7	9.6	100.0	33.0	58.5	6.4	2.1

三、学 校 調 査

昭和三十四年末日までにケース・ワーク終結したものとして報告のあった九四名の児童について、学年と年令をみると第4表のとおりです。これによると欠席期間が長びけば学業も遅れがちになり進級できないもののがかなり多くなっていることが判ります。

欠席日数は第5表に示すとおりですが、比較的長期間にわたっています。平均をみると二五〇日となり、中学校では、一年の登校日数が二三五～二五五日ですから、これにほぼ一致します。長いものでは、数年に及ぶものがあり、それだけにケース・ワークを複雑困難なものにしています。

学業はやはり劣るものが多く、六割以上の児童は下となっています。学業成績は、児童性来の素質にもよりますが長欠就労等の結果が相当悪影響を及ぼしているものと考えられます。(第6表)

健康状態は概して強健なものが多くなっています。医師の診断等によつて正確に調べていないのでこの結果から良否を連断することはできませんが、虚弱なものが六名もみられ、注目されます。

四、家 庭 の 状 況

家庭の状況では、保護者との関係が問題になります。対象児童中両親が揃っているものは半数で四七名、他は片親又は両親を欠く児童です。(第7表) この欠損家庭の児童について、父親或いは母親のいない理由をみると第8表のとおりです。これで見ると、その半数近くは死別でなく、不遇な別れ方をしていることが判ります。

両親の有無に続いて保護者と児童との接触をみると、両親のないものでは、叔父、祖母、雇用主等が保護者になつ

低くなっています。(第11表)

も一八名(一九・一%)みられます。詳細は第10表に示されるとおりです。

家族数は平均五人強ですが、家庭の総収入と比較すると一人当りの収入(総収入を総家族数で除した商)は極めて

第7表 父母の有無

父母の有無	計	父母あり	父なし	母なし	父母なし
児童数	94	47	30	10	7
比率	100.0	50.0	31.9	10.6	7.5

第8表 父・母のないものの理由

状況	生別	離婚	死別	不明
児童数	10	7	21	9

第9表 保護者の続柄と年令

続柄	年令	計	～39才	～49才	～59才	～69才	～79才	不明	比率
計		94	17	34	28	7	1	7	100.0
父		56	5	21	20	5		5	59.6
母		29	10	12	6			1	30.8
継父・養父		3		1	2				3.2
叔父		2	2						2.1
祖母		3				2	1		3.2
雇用主		1							1.1

第10表 保護者の職業

職業	計	日雇	無職	職人(大工・石工・左官等)	農業	漁業	鉱夫	工員	飲食店	会社員	商業	貸間・不動産	その他
性別													
計	94	24	18	11	10	5	5	5	5	3	2	2	4
男	62	15	5	11	8	5	5	3	1	3	2	1	3
女	32	9	13		2			2	4			1	1

ています。(第9表)

ここで、保護者の年令をみると、四十才台が最も多く、次いで五十才台、三十才台となっています。この年令層はもっぱら働き盛りであり、収入の途も比較的容易に講じられるものと思われますが、健康を害しているとか、適職につけない等の理由から児童に経済的なしわ寄せをしている実情で残念なことです。

保護者の職業は、日雇が最も多く二四名(二五・五%)ですが、大工・左官等の職人が一名、農業一〇名の順に多く、無職のもの

第11表 家族総数と収入

家族数 総収入	計	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
計	94	1	3	10	17	20	17	12	10		4
～5,000円	7		1	2		1	3				
～10,000円	14		1	1	5	3	2	2			
～15,000円	19		1	3	3	4	3	2	3		
～20,000円	9				2	1	1	5			
～25,000円	3				1		1				1
～30,000円	3						1		1		1
30,001円～	4					2	1	1			
不明	35	1		4	6	9	5	2	6		2

注) 家族数には本人を含む

第12表 総収入と家族数の比較

調査世帯別	A 平均総収入	B 平均家族	A/B 一人当り収入
都市勤労者①	32,664円	4.4人	7,400円
臨時・日雇 ②	14,348	4.48	2,980
農家③	30,493	5.9	5,170
長欠就労児童家庭	15,700	5.4	2,910

注) ①②については昭和32年「家計調査」総理府統計局。③については昭和32年「農家経済調査」農林省統計調査部による。

第13表 家庭の環境

家庭の状況		父母の関係		児童に対して	
なごやか	7	円	満	4	2
普通	49	普	通	31	25
不	22	不	和	7	55
不明	16	不	明	5	12

家庭の総収入は平均一五、七〇〇円と
なっていますが、家族数と収入との関係
を他の調査結果と比較すると、家計の貧
困状況がはつきりわ
かります。

人当りの収入額を出すと、七、四〇〇円となります。これと同様にして農林省統計から農家のそれを出すと五、一七〇円です。長欠就労児童の家庭調査結果をみると二、九一〇円と、三千円にも満たない額でした。これは、先の総理府調べによる都市の臨時・日雇労働者家族とほぼ同額になります。生活保護法によって生活扶助を受ける基準額は大体一人当り収入が二千円以下となっていますが、長欠就労児童家庭の場合はそれよりわずかに上廻っており、いわゆ

第14表 就 労 日 数

就日 労働 数	計	～1月	～6月	～1年	1年 以上	不明
児童数	94	16	28	25	5	20
比 率	100.0	17.0	29.8	26.6	5.3	21.3

第15表 就 業 形 態

就 業 形 態	計	男	女
計 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	94	36	58
農業 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	10	6	4
漁業 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	5	5	0
工業 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	2	2	0
鉱業 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	3	1	2
建設業 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	6	3	3
商工業 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	3	3	0
運輸業 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	4	4	0
通信業 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	3	3	0
サービス業 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	3	3	0
その他 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	1	1	0
不明 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	12	1	11
合計	12	1	11
運送業 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	3	2	1
サービス業 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	3	2	1
その他 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	1	1	0
不明 (手・子・守・伝・習・洗・用・員・助・用・員・伝・折・雑・前・仕・中・守・手・役・役・給・亮・い・雇・伝・雑・用・中・守・明)	1	1	0
合計	4	1	3

るボーターライン階層の家庭が多いことがわかります。
対象児童中生活保護法による生活扶助を受けているものは一四名（一四・九％）、教育扶助を受けているものが六名（六・四％）でした。

つぎに、家庭の人間関係ではなごやかなものもみられますが、不和なものも比較的多く二三名（二三・四％）あり、父母の間もうまくいっていないものが七名ありました。児童の教育に対しては放任しているものが五五名（五八・六％）で過半数が無関心の状態です。

以上の状況から、長欠就労の原因は、「家庭の貧困」と「親の無理解」に歸一されますが、問題が大きいだけにケ

ース・ワークは一層具體的且つ実質的な解決が要求されましよう。

五、就業の実態

就業に至った経緯をみると、親があつ旋を
しているものが多く、
次いで知人、友人等の
願になつていますが、

第16表 通勤・住込別と賃金

[illegible]

児童自身が店頭広告をみて就職した例もみられます。

前借金については、一万五千円を就業と同時に受取っているもの一名、三千円、千五百円、不明がそれぞれ一名です。雇用契約では五年の長期契約を結んでいたものが、漁業に二名みられますが、これらは不当雇用のおそれがあるものとして注目されました。

就労日数の状況は一年未満のものがほとんどですが、なかには数年に及ぶものがあります。これは前述の欠席日数とも連関してみなければなりません。就労日数の方が欠席日数より多少長くなっている傾向です。児童は家計補助の立場から最初はアルバイト的に就業するのですが、日が経過するうちに就労と就労が両立しなくなり次第に休校しがちになっていくことも考えられます。ケースを把握してから比較的短期間に効果をあげている事例は、やはり早期発見がキーポイントとなっています。

就業の内容はほとんど、手伝、雑用、子守等で補助的な職種に限定されています。

賃金	別計
通住	通勤通住不明

児童の就業先を調べると第15表に示すとおりです。男子では製造工業、農業、漁業が多く、女子でもやはり製造工業が多く料理飲食店、商業、一般家庭が目立っています。

対象児童中通勤者は三九名（四一・五％）、住込者は四八名（五一・一％）で、住込みの者の方がやや多くなっています。

労働時間については、明確な実態が把握できないため、その状況をつまびらかにすることは不可能です。就労の内容から推察して一定の拘束時間を定めることは困難でしょう。子守等では終日拘束され、全く自由な自分の時間がな

い状況です。製造工業に働いているものについても拘束八時間以上のものがかなりみられます。

賃金についてみると第16表のとおりですが、対象児童の賃金平均は、通勤では四千元、住込みは二千四十円となっています。小遣い及び現物支給のものは一八名（一九・二％）ですが、全然賃金を貰っていないもの、または、支給されているか、どうか不明なのが二〇名（二一・三％）あり、単なる養育、或いは口べらし的傾向も若干うかがい知ることができます。

六、指導と措置

第17表
就学のため必要な措置

必要な措置	児童数 (延数)
保護者に対する援助	13
保護者に対する指導	59
児童の就学費援助	25
児童に対する指導	54
その他	7

婦人少年室協助員が対象児童を調査把握した結果、当該児童が就学するために必要と思われる措置状況を見ると、保護者に対する指導が最も必要だといっています。貧困ということは精神面にも相当影響を及ぼしてきます。経済的な援助もさることながら、保護者自身の啓蒙指導がより大切なことではないでしょうか。また、同時に児童自身に対する物心両面の援助、指導が痛感されます。（第17表）

問題解決のための措置は、個々のケースの実情に応じて具体的且つ適切になされる必要があります。婦人少年室協助員によるケース・ワーカーとしての仕事も実はここにあるわけです。陰に陽に、多くの時間と労力を費して活動が続けても、必ずしも好ましい結果が期待できるとは限りません。このケース・ワークの結果、生活扶助を受けられるようになったもの三名、教育扶養が五名、その他の公的援助（学用品等）が五名みられました。

しかし、現われた効果は微々たるものであっても、そのために払われた大きな努力は見逃すことができない尊いも

のです。その努力の積重ねこそケース・ワーカーの真髄でもありません。

この活動は、児童福祉全般にわたっているため、一人のケース・ワーカーの努力ではなかなか解決できないものです。地域社会のすべての人々の協力を仰がねばならない問題でしょう。婦人少年室協助員の努力によって他の関係機関も相当動き出しています。しかし、この横の連絡活動はまだ十分とはいえません。そこで今後の発展に大きな期待がかけられています。

第二部 保護活動事例

一、ケース・ワーク完全終結したもの

1 夏休みアルバイトから長欠



北海道 折原 きふ

(児童の発見)

九月二三日、午後一時釧路駅着の列車で根室標津からの帰途、自宅附近でトラックから薪炭材を取りおろし中のT君を発見した。「きょうは学校は休み？」と、聞いたところ、「いや、ちよつと忙しいから手伝っている。」という。「ご苦労さん。」といって別れた。

その後、たびたびトラックの助手台に乗ったり、材木の積みおろしをしているT君を見かけるので不審に思われた。よく事情を聞いてみると、T君は夏休み中叔父の家に手伝いに行っていたが、自動車の運転が面白くて仕方がない。そのうちに仕事にも興味を持ち初め、ついに学校へ行くのが嫌になった、とのことである。

T君は中学三年、快活で明るい少年である。卒業まで後わずかであるが、家計が苦しいので叔父に相談し、現在はこの家へ住込みで就労している。卒業式には証書だけ貰いに行けばよいと思っていた。

(家庭の状況)

父は四〇才、大工であるが、冬期間は仕事がなく、失業保険で生活している。その上、新興宗教に凝り、ほとんど家にいない。母はある製紙工場の丸太皮はぎ等に出てその収入によって生活を支えている。

兄弟は二男三女の五人。T君は長男である。固定した収入が少いので家計は苦しい。両親は家にいることが少いで児童の教育に対する関心は極めて薄く、全く放任の状況である。近くに十円店を営んでいる祖父母がいるので子供は時折り遊びに行き面倒をみてもらっている。

生活扶助は受けていないが、地区の民生委員に聞いてみても、この程度の収入と生活状態では受けられないとのことであった。

(就労の内容)

雇用主が叔父であるため、養育的な度合いが強い。小運送業なので、トラックの乗務が多い。助手、材木の積みおろしの手伝いがその主な業務である。体も頑健なので、適職かもしれない。

昭和三十三年八月から就労しており、本年二月までで一四〇日になる。朝六時から午後五時まで約十時間は労働を拘束されており、賃金は小遣程度で金額しか受けていない。

本人も希望して就業したので、特に、自動車の運転が面白く、毎日が楽しい様子である。休日は定まっていないが雨天の場合は休まれる。雇用主と従業員三名ぐらいの小さな経営では、休日も満足にはとれない。

(就学の指導)

家庭訪問しても両親には会えないので、近所にいる祖父に面談、T君の就学を促す。また道路等で、トラックの助手台に乗っているT君に会うたびに就学を勧めた。

二月に行われた要保護児童対策地区委員会の席上でも長欠児童の問題が話題に上り、学校当局より、本児の家庭環

境調整について依頼があった。T君に会って「学校へ行かなければ卒業証書貰えないよ」と、よく話して聞かせた。本人もやっと納得したらしく、三月六日より登校するようになった。

学校の先生から電話でこの知らせを受けた時はとても嬉しかった。しかし、これで万事終ったわけではない。日曜日などにT君の家を訪問してみると、もう働きには行かず、祖父の店の手伝いをしている。学校へは毎日休まず行っているという明るい笑顔をうかべながら話してくれた。

（ケース・ワークを終えて）

当釧路市には、二年前から青少年問題協議会が設けられ、児童福祉について活動している。昨年からのこの下部組織として要保護児童対策地区委員会が発足した。しかし、現実にはまだ活動も具体化せず、今後の働きが期待される。

このケースを発見したのは昨年九月である。それからT君の就学が実現されるまでには五カ月の月日を要したことになる。その間の努力はささいなようでも、よくここまでやり通したものと、明るい結果をみて一人よろこんでいる。



2 級友三人で家出

青 森 松田 登美

級友三人でしめし合わせて家出をし、青森市より約二十五料ほど離れたN町にあるソバ屋に働きに行った。そのうちの一人の保護者から青森警察署へ捜査願が出され、新聞に発表されたのをソバ屋の主人が見て警察に届出があつて本児が判明した。早速三名は警察の保護を受けて親元へ帰されたが、青森婦人少年室長から、その後の指導を依頼されたのでケース・ワークを始める。三人のうちの一人、E子についてみると次のとおりである。

(家庭環境)

厳格で無口、しかも、当地ではあまりみられないようなみえを張る父、職業は建具職である。継母は、表面よく見えるが、腹黒く、二人の弟の姉としてE子にはきびしく当り、真の愛情はみられない。教育に対して両親の態度は全く無関心であり、放任されている。

E子は、学業成績が悪く、学校では良友がいない。年令的にも丁度反抗期に当り、素直さも次第に欠き、横柄な態度が多くなつてきている。家庭では、母と常に口論が絶えず、その上父からガミガミいわれるのでE子は家にいると心を暗くしていた。

昨年九月十八日、ついに級友二人と相談し、家出を覚悟、たまたまN町にある某ソバ屋の主人と顔見知りであつたので頼んで住込んだ。

E子の家の位置は、環境が悪く、温泉マークの宿が軒を並べ、近くには映画館も多くあつて、児童にとっては、決して良い地域とはいえない。経済的には、父さえ一生懸命働いてくれたら人並以上の生活ができるものと思われる。

(ソバ屋での仕事)

警察からの連絡で、E子の就業先のソバ屋を知つたのであるが、実際に行つてみないので就労の状況はつまびらかにできない。

田舎のこと故、ソバ屋といつても、おそらく三文居酒屋のことであろう。就業期間は十日間、仕事はソバの出前持である。賃金は日給七十円、住み込みだからもちろん食事付である。

雇用主は、前はやくざ者で、転身してソバ屋を開業したとのこと。紙上に載った捜査願を見て、警察に届け出されたことはE子の保護を早めた点で感心される。しかし、はつきりいわないが、E子はすでに性病にかかされたことがあるらしい。就業先で売春行為があつたのではないかと疑問に思われる。

（就学後の状況）

結論的にいうと、E子は親の愛情に飢えていたのである。E子を家庭に帰すためには、まず、継母に対する啓蒙指導が必要であつた。母としての真の愛情をもつて、E子に対してほしいと切に要望した。形だけの取り扱いではなくE子の気持を察して継母に何でも心から打明けて相談できるような愛情を築いてほしいと、訪問の度びに話してやつた。

E子は、継母の努力の甲斐あつてか、次第に、親になつくようになった。しかし、時々学校を休んだり、夜遅くまで映画を観ていたりすることもある。なるべく継母と一緒に散歩するように注意するが、この癖はなかなかおならない。

学校へは、常に連絡をとり、E子の出席の有無を調べているが、学校当局の誠意が足りない。通学するようになったから暫らくしてE子が一時行方不明になつたことがある。その場合も、私に早く連絡をとってくれたらよかつたのであるが、こちらからの問合せでやつと判つた次第。校長先生や担任教師には打ち合せてあるのだから、もつと積極的に動いてほしかった。

卒業学年であつたので、新年になつてからは出席率もよくなり、三月には無事卒業できたので、家庭も明るくなつ

た。

（学校当局にほしい誠意）

最近、急に家出少年や、青少年の桃色事件が多くなってきた。この児童のケースが発見されたからとは思われないが、青少年の保護福祉に対する社会の関心が高まってきた。そして具体的には青少年問題会議や、研究グループ等が各地で催され、不良文化財である雑誌や、映画等のいかかわしいものについて監視が積極的に行われるようになった。

それにしても、学校当局の態度は非常に消極的である。不良児童の問題なども直接の指導責任者として児童の日常生活にはもつと注意を喚起してほしい。

授業においても高校進学のための受験勉強が多く、遅れがちな不良児童に対しては置き忘れられている。教師からはむしろ邪魔者扱いにされ、特に新聞記事になった児童などは早く卒業させてしまいたいというように見受けられた。

協助員の長欠就労児童に対する保護活動についても、学校当局はあまりよろこばない。これでは本当の教育ができるものではない。お互に立場を理解し合って不幸な児童のために力になってやりたいと思った。



3 愛情の説得が実つて

茨城 長島 ふじの

(貧しい家庭)

父死亡後、母は家を出て再婚、但し内縁関係である。五人の子供を抱えて貧困のため門付けなどをして市内に居住している。

Y子は、小学生の頃より祖父の家にはきとられ、母の姉である伯母にずっと育てられて来た。祖父は洋傘直しであるが、耳が遠いので外へ出歩くことも困難なため、実際に注文をとったり、配達したりするのは伯母である。収入は月により差はあるが、平均すると三千円前後、これでは一人でも容易に生活ができない。

家族は、祖父(六三才) 伯母(三九才)の他、伯母の娘(一七才)と息子(九才)とY子(一四才)の五人である。従姉は中学を卒業して醤油屋に勤めて四千二百円を得ている。Y子もこの貧困家庭では、義務教育すら満足に受けることができず、中学校に入ってから次第に学校を休み出し、農家の子守、食堂の給仕、映画館の切符売り等転々として働き始めた。Y子には実兄(一八才)がいるが、職を探しに上京。しかし定職がなく、家庭への送金はわずかしい。昨年暮に隔水して砂糖屋に住込みで働くようになったが、祖父を援助することは不可能である。

家族は、皆真面目で近所のつき合いもよくいつている。

(就労の履歴)

Y子はたびたび職場を変えているが、小学校高学年の時は、農家の子守り、手伝い等をしていた。中学校二年頃は市内の某食堂に勤め出前持をして収入の途を得た。それも長くはせず、三年になって昨年七月頃からはニュース映画館で働いていた。

中学校に入ってから欠席も次第に多くなり、三年は一日も出席していない。成績は決して悪くないが、欠席が多いのでとかく遅れがちで、「私も学校へ行きたいが……」と、働かなければならない身上の不幸を嘆いている。

映画館での仕事は、切符売り、勤務時間は二交替制で、早番は九時より五時まで、遅番の時は八時半頃出勤して、掃除その他の手伝いをしている。中学校を卒業していないため、他の者に負けまいとしてよく働き、又勝気で頭もよいので館主の信用もあり可愛がられている。

（生活苦と取組んで）

九月上旬、学校に担任の先生を訪ね、出席状況その他家庭の事情等を知った。本人宅も再三訪問し、祖父や伯母とY子のことについて種々話し合いを重ねた。本人とも遅番の日などに会って登校するように説得する。

現在、映画館をやめて登校すれば、第一に直面するのは生活の問題である。三月末までの五カ月間の生活費の不足と、就学にとまらうPTA会費その他の費用をどうしたらよいか、祖父も伯母も、そして本人もそれが最大の悩みである。

婦人少年室長にも同道願つて市の福祉事務所および教育委員会を訪れる。生活扶助や教育扶助の適用についてお願いした結果、先生方のお骨折りで、PTAから学費の補助と教科書を借りることができた。

しかし、やはり生活費の問題が暗いかげを投じているので、伯母と再び福祉事務所を訪れ、係の人と種々話合つて書類を作成、三月までの補助をお願いした。どうも一か月七千二百円の収入があつては生活保護を受けることはできない。しかし、祖父には補聴器が貸与され、伯母は行商のあつ旋を受け、Y子は納豆売りをして切り抜けることになつた。この間、民生委員、福祉司の多大な骨折りを頂いてここまでこぎつけることができたのである。

（再び長欠）

年の暮が迫り、学校も冬休みになるとき、職業指導教官のお世話でアルバイトも決り、それまでは登校も毎日順調に行われていた。しかし、アルバイトに出てみると映画館の切符売りの方が遙かに労働条件もよかつたので、Y子は

学校で探してくれたアルバイトをやめて再び映画館に行くようになった。

正月になって周囲の人々が晴着を着て、小遣をつかうのを見ると、粗末な服を着て納豆を売り歩く自分のみじめさにたえられず、又、遂に学校を欠席するようになってしまった。

一月中旬より再三本人宅や映画館を訪れ、登校を勧めたが、時には家に帰らぬ日もあるようになってしまった。せっかくの努力も水泡に期すかと思われ、後わずかな学年を何とか終らせてやろうと私はいささか焦燥感を覚えた。

映画館でのY子の勤務は非常によく、館主も他に人を得られぬまま続けて雇用していた。三月に入って、中学校から三学期の出席が少いから卒業を認めることはできないとの通知を受けた。これは大変と、室長にも協力願って学校で懇談したが、原級留め置きとなっているのでどうしようもない。しかし、四月からでも登校して勉学の熱意が認められればできる限り早い時期に卒業証書を渡すという学校当局の誠意ある返事を得た。

早速、本人宅を訪れ、祖父、伯母にその旨を話すと、卒業できなかったのが気にさわったのか意外に反感を抱かれた。Y子も絶対に学校へなど行かぬといいはり、卒業証書もいらないと言つてきかなかった。もちろん四月になつても登校しない。校門の前で待ち合わせて一緒に登校しようと約束しても姿を見せず、待ちぼうけを食わされることもたびたびあったが、それでも思いわずかな希望を託して説得に努力した。

(努力が実つて)

四月も大分過ぎて、若葉も日増しに緑を加えてきた頃、漸く私の努力が通じたのか、ある日、映画館に行つてY子に会うと一緒に登校すると言つてくれた。この言葉は私をどんなによろこばせたことでしょう。それから不番の日に行つたりして根気よく登校に誘つた。

遂に、五月二十九日、Y子は晴れの卒業証書を手にして多難な中学校生活に終止符をうつことができたのであつた。

た。

(ほしい社会保障)

この問題を取り上げた時から私は何か不安と焦燥を感じていた。それは経済的援助もできないでこんな申し入れをしても、それが果して一家の幸福になり、本人の喜びになるだろうかということだった。

不幸な長欠児のためにせめて最低の経済援助ができる資金を調達してそれから就学の問題にとりかかるのでなくては、何かそらぞらがしい自分を感じて心が痛んだ。

しかし、五月二十九日、本人と一緒に中学校の校長室で卒業証書を手渡され、今日の生き方等懇々と訓される校長先生に、目を輝かせてはきはきと応答するY子を見て、又その帰りに「校長先生って、こわい人かと思つたらほんとうにやさしい人ですね」と、なつかしそうに校舎を見返える本人を見て、この一瞬が、この一枚の証書に託され、これからの本人の長い人生にどんなに大切な役割を果たすか、やつぱりよい事であつたと安堵した。

それにしても人生の荒波に、流れ出た小舟の寄航する港を持たないのにも似た、長欠のまま除籍されて行く児童のことを考えて、せめて義務教育だけは親の愛情、社会の抱擁の中に終らせてやりたいと思う。

現実の貧しさ、それから生じる様々な不幸その中にまき込まれていく子供たち。一人が如何に努力しても突き当る力の限界、集団の力で打開して行けばとも考えるが、まだ日本の社会保障はそこまで成長していない。社会性に乏しい私たち婦人層のことを考えるとやはり文部、厚生、労働の大きな行政力で打開する以外に、現在の日本の貧困を解消することもできれば、この現実の不幸が救出される途もないように思う。



4 特例をもつて卒業

茨城 早川 茂子

(教育委員会の協力)

婦人少年室から長欠児童の保護指導票が送付されてきたので教育委員会に行き、教育委員長と面接して本活動の趣旨を説明、当局の理解と協力をお願いする。

教育委員会では、指導票を増刷して町内の小学校一四校、中学校五校に配布し、長欠就労児童の調査報告を指示され、指導票をまとめてくださる。全部で三十四票集ったが、そのうち大部分は家庭において農業の手伝いをして長欠しているのです。中に一人、サービスマンに働いているF子を見出し、室長と打合せの結果保護指導に当ることとする。

(父親のいない家庭)

F子の家庭は四人ぐらし、農業をしている母と、技能養成工の兄、中学三年のF子、それに小学一年の弟である。東京で父親が病死してから田舎に帰って農業を営みつつ生活を続けて来たが、貧困はますますつのるばかり、母親の生活態度はくずれ内縁の夫を持つようになった。F子の弟はその子である。もう一人の兄がいるが東京のある中華料理店のコックであり音信がない。

母親のふしだらと、貧困生活がF子の学業に影響を及ぼし、欠席を助長し、F子に対して母親は愛情を寄せていな

い。本人の就業はかかる事情から、現状の方向転換であり若干の抵抗も含まれている。

母親はF子の就労先を明かさず、婦人少年室より就業先と思われる地区の協助員に依頼して調査し、漸く発見することができた。しかも、事情を調査してみると、母親はF子の就労先から賃金の前借その他の無心を申し出ていることが推定される。

父親のいない家庭は、支柱を失ったも同様で、母親の労苦は一入と思うが、それだけに母親がしつかりしていなければ子供の将来は暗たんとしている。この家庭もその例外ではあり得ない。

(F子の仕事)

F子の就労先は、この町から二十料ほど離れたI町の公衆浴場であつた。彼女は、子守として住込む。しかし毎日の仕事は、子守のほか、掃除、走り使いから雑役までやらされる。朝六時半から午後九時半頃まで、あまり手足を伸ばす時間もない。賃金は千円、これに仕着せ、日用品や小遣を合わせると全部で二千円ぐらいになるだろうか。

以上はI町在住の協助員の調査によるものである。

就労の経緯をみると、本人がI町へ行つた折、店頭に貼られた「女中入用」の広告をみて、これに申込んだ。F子は家に帰り書置きして家出したのである。前述の家庭事情から、あり得べきことであるが、雇用主の方でも身許調査もせずに簡単に雇入れた安易さが疑われる。

十五才未満の児童が就業することは、余程やむを得ない事情に限られる。いくら年令を知らなかつたとはいえ、義務教育中の児童を容赦なく働かせることは許されない。雇用主に面談してこの旨伝えと、「では家から中学へ通わせてもよい。」との承諾を得ることができた。

(就学のための努力)

F子は学校へ行くなら元の学校へ行きたいというので、改めて教育委員会と担任教師に連絡をとり協力を仰ぐことにした。母親の納得も得て十二月まで働き、一月から通学させることに決めた。

一月八日、母親も承知の上で、本人の希望通り元の中学校に家から通学するようになった。三学期だけで卒業できるかどうか不安であったが、学校長、担任教師、それに教育委員長なども加わって頂き協議した結果、母親の協力と本人の真面目な通学状況から推して、F子の場合は、特例をもって卒業を認めようと衆議一決したのである。

(卒業と同時に就職決定)

私たちの努力が実って三学期は殆んど欠席がなくなつた。なお、学業の成績も悪くないので期待がわす三月には卒業証書を頂くことができた。

母親も、この間の出席については極めて協力的であった。

F子が中学校を無事卒業できたことは、本人はもとより、関係者を非常によろこばせた。その上、担任教師の配慮により、安定所のお世話で東京の食品工場に就職が決定するという朗報も受け、二重のよろこびを味わうことができた。

三月二十八日、上野まで教師の見送りを受けてF子は元気に食品工場へ就職して行つたのである。

(関係機関の協力)

一人の長欠児童の保護をめぐって、教育委員会、婦人民生委員、学校、担任教師等の多くの関係機関が手をさし合っている。婦人少年室協助力員という存在はまだ一般の人々には知られていない感があるが、この活動を通じて協助力員の仕事がよく理解して頂けたことと思う。

協助力員が中心になつて教育委員会や学校側とよく連絡し合わなければ到底解決は不可能であつた。特に、私の話が

ら教育委員長が熱心に尽力して下さり、学校側を動かし適切な対策がとられたことは大きな成果であつた。

その後、民生委員会においても長欠児童の問題がとりあげられ、各地で懇談会などが開かれ、地域社会の関心が高まりつつあることはよろこばしいことである。

この活動を通して、私は、関係機関の横の連絡が如何に大切なものであるかが痛感され、みんなが本気になつてかかれ、どんな不幸な児童でも救う途は生れて来ると自信を強くすることができた。なお、長欠児童対策委員会を開くとか積極的に働きかけ、具体的な実効を期し得るよう予算的裏付けについて関係機関の努力を要望したい。



5 姉が子守、妹は養女

崎 玉 藤 宮 とみを

(一度もみたことのない生徒)

昨年四月、婦人少年室長より長欠児童について調査をするようにとの指示を受けましたので、近隣の小中学校を調査しました。

その折、T小学校六年T組、担任教師のO先生のクラスに、席はあるが一度も顔を見たことがない生徒がいました。それがS子さんです。

新学期も始まつたばかりで、先生も御多忙なことと思われませんが、一度も家庭訪問をしていないのでは困ります。

私がO先生に会ってお話すると、「S子さんのことは私も心配しておりましたが、何かと忙しくて訪問する機会がありませんでした。」と申しておられました。

（両親の死亡）

S子さんの家庭はおばあさんと、妹と三人暮らしです。父親は、今から十一年前の紀伊台風の時、屋根瓦がはがされそれを修理しようと屋根に上り、誤って足を踏みはずし転落して亡くなりました。S子さんが四才の時です。母親はS子さんが小学校三年生の時腎臓病で三十七才の生涯を終えました。

両親に先立たれて、兄妹四人は支えを失いこれからどうして生きるのか困ってしまいました。食事の世話はおばあさんがやってくれ、近くにいる伯父さんときどき面倒をみてくれます。

そのうちに、二人の兄は家出をし、長兄は行方不明、次兄は死んでしまいました。おばあさんとS子さん姉妹の三人の生活はしばらく続きましたが、収入のない家庭では生きることにも困難です。遂に、母の弟夫婦のところに妹と二人は引きとられることになりました。

おばあさんも一緒に来ましたが、若い弟の嫁に気がねをして生活するのがたまらなくなりました。そして、S子さんを子守奉公に出し、妹を東京の知人のところへ養女にやったのでした。

（Y老人の親切）

S子さんは、当時五年生でT市内のY酒・缶詰食料品店へ世話する人があつて子守の名目で雇われました。仕事は、子供と遊んだり、掃除をしたり、走り使いをする位の事です。

私は、このY食料品店に行き、いろいろとお話をしました。すべての児童は義務教育を受けることになっているとお話すると、主人のY老人夫婦は、非常に恐縮されて、よくこの旨をわかって頂きました。早速、担任のO先生にも

来て頂きY老人と三人でS子さんのことについて、是非通学させて下さるようお願いしました。

S子さんは長い間学校を休んでいるので、最初のうちは非常に劣等感が強くてなかなか登校を承知しません。Y老人も一生懸命勸めて下さいました。学校でも、O先生から、クラスの生徒に仲よくするようにと話したので、ようやくS子さんも決心がついたらしく登校するといいました。そして、給食を済ませてからということになり、二学期から登校しはじめました。

現在、S子さんは中学一年生ですが、雇用主の深い理解と、学校の担任教師の御指導で毎日楽しく通学しています。

（もつとほしい予算）

一つのケース・ワークが終了するまでには相当の努力が必要で、費用もかかります。人間関係のことですからなかなかむずかしい問題です。

又、よろこんでたとえ半日でも学校へ行けるたのしみを持ったS子さんが、中学生として大勢のお友だちと学んでいる姿をみますと、何か目がしらが熱くなってきました。

協助員の私たちは、なんの予算もたずに、また、世間一般の人々に知られることもなく働いています。時には、余計なことなどと、やったことにケチをつけられることもあります。不幸な人々のためには労苦をいとうものではないかもしれません。しかし、この長欠児童の大きな問題に對して、活動に当る人員や予算があまりにも少なすぎます。せつかくの立派なお仕事にも手が出せないことがあります。

この点、関係者の方々に御努力をお願いしたいと思います。



6 長 欠 児 は お 客 様

千 葉 白 鳥 寿 恵

(酒飲みの父)

M子の家庭は両親を含めて七人家族です。父は三十五才である工場の鋳物工をしています。月収は二万円位あります。性来大の飲酒家で、その上競輪競馬にこつています。子供が多いため二万円の収入では生活は楽でもありません。ましてこのうちから酒代や、競輪競馬に浪費されたのでは一家の生活はますます苦しくなるばかりです。母親がお産してからはM子も母親の代りに働かなければならなくなりました。

最初、母親のお産の世話をしていたのですが、少し学校を休むと登校するのが嫌になり、学用品も買えない苦しさから仕方なく新聞配達を始めました。父親は相変らず遊びを止めません。酒を飲めばけんかをすることもあります。しまいには近所の人までが嫌うようになりました。

(製麺所の手伝いをして)

M子が学校を休み出したのは一昨年頃からです。家事従事のかたわら新聞配達などをして家計を補っていましたが父が一生懸命やらないので生活はなかなか楽になりません。子供も小さく、手も足りないので母親はM子を便利に使っていました。

しかし、どうしてもやりきれなくなり、遂に母親は近所の製麵所の主人に頼んでM子を使って頂くことにしました。この製麵所は、二十人ばかりの従業員が働いている工場で、製粉もやっています。M子は製麵の手伝いをしていますが、午前七時から午後五時までの拘束十時間の労働は少しつらいようです。

さいわい雇用主の理解があるので、M子の就学については早速便宜を図ってくれました。父親がだらしないので可哀想になって雇いましたが、後少しの中学校での授業を終えさせてやらなければ本人のためにも気の毒ですから明日からでも学校へやりましよう、私の話に全面的に賛意を示します。それにしても父親の反省が必要です。雇用主とも話合つて父親を説得することにしました。

（氣になるM子の品行）

まず家庭の生活指導が大切だと思ひましたので、母親もたびたび面接して話合いました。父親もだんだん改心し真面目に働くようになったので、子供の将来についても、中学を卒業していなければどんな暗い思いをしなければならぬか話してやると、どうやらそれが判つてきたようです。

こうして、周囲の人の理解を得てM子も登校できるようになったのですが、ここに一つ困ったことがありました。M子のことです。M子は派手な性質で、早くから大人の世界で働いていたためか、洋服などきわめて目立つものを好みます。また、男関係の噂なども耳にされます。

このため、PTAなどではM子が他に悪影響を及ぼすと困るから登校させてほしくないという意見さえ出ました。これには一寸困りました。M子にも、生徒は生徒らしい真面目な服装や態度をするように指導はしましたが、一時に直すことはむずかしいことです。折にふれ徐々に改めていくようにしました。

（学校当局の態度）

学校では、担任や教頭の先生にお目にかかりよく話合つたのですが、どうも、長欠児童のことについてはあまり関心を示していないようです。「他にも長欠の子がいるのに、何故M子だけをそのように面倒をみるのか。」と申された先生もありました。

先生方のお仕事が非常に忙しいためでありましようが、家庭訪問などもM子のような家庭にはほとんど行っていないでした。一番心にかかりましたのは、毎日通学しても判らない点が多く、長く休んでいたので当然学力も遅れています。この点の特別指導がほしいということです。その配慮がないならば、M子などは学校へ行っても何の興味も起さないではないか。先生の方でも、M子が学校へ来ているだけでも長欠よりましとして、教室では「お客様」扱いにしている。

せつかく登校してもこのようなことでは困ります。そのうちに面白くなくなり又休みたくなってしまうのも無理からぬことです。少しでも学校の教育が身につくようにするにはどうしたらよいか、ということが先生自身の問題として真剣に考えられてほしいと思いました。人の仕事におせつかいするなといったような学校当局の態度には驚きました。

（知られていない協助員）

長欠児はいても、就労しているものが少いたためケースの把握は困難です。対策委員会などというものはできませんが、婦人少年室協助員の活動を通して、長欠して遊んでいた、悪いことをしている子供について親たちの関心が高まってきました。

最初は協助員という仕事全然わかってもらえず、「何のために人の生活に口を出すか。」とおどかされたり、物好き扱いにされたりしました。不便な遠い場所へやつと訪ねて行っても、親たちは朝早くから夜遅くまで働きに行つ

ていて、ほとんど会えないという状態で無駄足もたびたび踏みました。

しかし、しげく足を運んで学校の先生方とお話したり、児童委員の人々と面接しているうちに協助員というものの性格が次第に理解されてきました。M子が学校へ行くようになってからは婦人少年室の活動も一般の人々の間に認識され、先生方からも感謝されました。そして、児童の不良化防止等にも、協助員や、児童委員の活動を望む声が高まったことも事実です。



7 母親入院中に不良化

神余川

島崎

はま

(勝気な母親)

実父は、五才(男)、四才(男)、二才(女)の三人の子供を残し、他に女ができて別居していたが、長男が一四才の時死亡した。

実母は、女丈夫の働き者で、夫から一銭の援助も受けず、二人の子供の手を引き、女兒を背負いながら、ヤミや、ホシ引等をして帳々として働いた。生き抜くために力の限り努力を重ね、漸く一八坪余のバラック建平屋を買い、時には売春婦の下宿にしたこともある。人並みな生活をして子供に不足感を持たせないようにと、勝気な性格から人々

倍努めてきたが、盲目的な愛情のため子供は却って不良化していった。

長男は、二十才で結婚したが、実母が反対したため家を出て別居。次男は、夜間高校の初期に傷害事件を起して家庭裁判所の呼び出しを受けたことがある。当時は不良交友が多かったが、現在は工員となつて真面目に働いている。

（女給のK子）

実母が、自動車事故に遭い半年ほど入院している間にK子は次第に不良化していった。母のいない家庭、それはK子にとってはきびしかったのである。生活も苦しくなり、時折出入する不良友だちに同化されて学校まで休むようになった。

そのうちにK子は、自分から年令を偽り、カフェーともバーともつかぬ飲食店らしいところへ就職口をみつけ、働きにとび出してしまった。

K子はいま十四才で中学三年に在籍している。家庭訪問をして会ってみると、一目して早熟で、女給独特の化粧に私は驚ろかされた。私を見た瞬間本人は逃げ出した。母親は、K子の働き光も給料も知らないという。いまでは全く母親の言うこともきかないらしい。

初めの対談は一時間余り、K子も帰つて来たので親子を前に、義務教育の必要性、特に女性には良い教育をしなかつたら良い子供ができないと、種々例をあげて説明した。K子の不良少女特有のフテクサレタ態度に、これは見込みがないかなあと思ひながらも長時間にわたつて話して聞かせた。

すると納得したと見え必ず登校すると約してくれたので、その日は一旦帰つてしばらくようすを見ることにした。

（登校一週間で又家出）

登校の約束をして翌日から一週間は、K子も毎日学校へ通っていたが、どうも学校は興味がわかず、また、ずるず

ると欠席しがちになり、元のところへ働きに行き出した。やはり長欠のプランクがこたえるのだろうか。

母親の立腹は激しい。愚知と小言の絶え間がなかった。涙ながらにさとす母親の注意を「うるさい」と、一言のもとはねつけ、濃い化粧をして毎日飛び出してしまうので、母親も途方にくれた。

結局、学校へは一週間通つたのみでK子はまた家出してしまった。年令的にも、最も危険な時期であり、万一のことを気づかつて、悲しみと怒りに泣きしむ母親を引き立てながら方々の心当りを探した。不良仲間の出入先や、元の売春婦仲間を探し廻つた結果、五日目にやっとK子は帰宅させることができた。

卒業を目前に控え、この状態ではとても卒業することはむづかしい。今までの幾多の努力もこのままでは水泡に帰すおそれがある。実母の言い過ぎがとかく悪影響を及ぼしていると思われるので、もつと明るい話合いと深い愛情で接するように忠告した。

（卒業はできたが）

今まで、K子を卒業させるためいろいろと努力してみたが、私の最初の志はくずされるばかりである。しかし、三学期になって学校長と会つて話した結果、欠席日数が多くて卒業を認めるのは困難であるが、特別な計らいによってK子にも卒業証書が渡されることになった。

卒業後、消息を得るためにK子の家を訪問してみた。くずれて行く者のクサビとなろうと強く決心したものの、ゆがんだ家庭環境につちかわれた子供は、容易になおらない。その不純な要素を持ったまま大人の世界に入つて行くのである。自分の力が如何に微力であつたかあわれに思われた。

現在、K子は、卒業したからには自分は自由だといつて横浜の俗称親不孝通りのバーへ住み込んでいる。月収は二万円だといっているが、グレン職の顔役と同棲しているらしい。この男は今傷害事件で警察に留置され、取り調べ中で

ある。毎日せいたくな差入れ物をK子に注文して、日に千円もかかると嘆いているが、母親や兄の説得には耳をかさず相手の男に尽くしている。

私は、あれほどK子のために苦勞してここまでたきつけられようとは夢にも想像しなかった。家庭、学校、社会において児童の福祉を声を大にして呼びかけても追いつけない世界へとび込んだ彼女の浅薄さを想った時、「芽生えた時刻り取らねばならない」この大切なものを失っている。いや、百も承知しているが熱と力が足りなかったことを痛感した。

(私の要望)

私は、婦人少年行政に携わる者として今後関係機関に次のことをお願いしたい。

(一) 問題少年の更生施設を作り、温く指導して悪の芽を剪り取ってほしい。

(二) 中学校の教育は基礎教育であり、進学一辺倒では困る。学校の世評ばかりに気にして大事な人間をつくる大切なものを失っている。もつと問題児などの落伍者のない教育を望む。

(三) 社会的指導者、児童委員、青少年育成委員その他の指導者にしても名誉欲のみで、本来の仕事がおざなりになり社会から置き忘れがちな不幸な家庭の者は、この人たちの力をどんなに熱望していることか。お互に提携して社会福祉を全体にもりあげて行かなければならない。



8 知られない協助力制度

新潟 倉茂 周蔵

(対象把握の困難)

長欠就労児童の把握は非常に困難だ。市の義務教育課や、学校当局に於てもその調査が徹底せず、民生委員等も個人の生活問題に深入りするのを避けるのか、特別の問題がなければ活動をしない。

婦人少年室協助力員が、この調査をするのは初めてなので、地域社会の人々の協力を得なければ本格的な活動がしにくい。町内会の役員及び民生委員等を訪問して長欠児童や働いている子供の調査を行い三名の該当者を発見した。そこで、関係中学校長に面会して、婦人少年室協助力員制度及び訪問の目的を説明して協力を仰いだ。

把握した児童の一人K男について担任の教師と懇談、その状況を聞いたが、就労関係が不明なため更に調査を必要とした。担任教師のたびたびの家庭訪問にもかかわらず、本人はもちろん、親にも会えないとの返事である。

私は、かねてより連絡してあった民生委員に依頼し、一緒にK男の家へ行つて貰った。幸い親には会えたが、貧困の夕チをこぼすだけで子供の就労先など一切言明せず、その後数度訪問したが遂に判らなかつた。

(貧困な多子家庭)

貧乏人の子沢山というが、この家庭も御多聞にもれず、子供が多い。三男のK男を含めて子供は八人、生活は決し

て染ではない。長男が菓子屋へ奉公に行き、技術を覚えて帰つて来たので、機械を買つてパンの製造を始めた。両親はこのパンを田舎へ持つて行つて売り歩いた。その収入でほそぼそと生活をたてていたのである。

しかし、子供が次第に大きく成長するといろいろな費用もかさんでくる。そのうちに、下の子まで農家や商店へ奉公にやるようになった。次男は農家の養子、長女は農家の手伝三男のK男も農家へやられた。次女は商店である。就学している子供の通学状況もあまりかんばしくない。

K男の就労先については、いくら聞いても両親は口を割らなかつたが、たまたま彼を世話してくれた人からの聞き込みで、漸く知ることができた。昨年四月から市内の〇町の農家に住み込み、小間使いや農業の下働きとして働いている。

住所が近接しているのでK男の家へはしばしば訪れ、子供とも親しくなり、逐次、心を許して話すように働きかけた。本人にはもちろん、両親にも中学だけは卒業させなければならぬことを強く説明して理解を得た。父からは、K男が学科も遅れて解らないし、他の人や附近の人がバカにしたり、笑うから嫌だということで困るといわれた。これを学校に連絡し、教師からもその点いろいろ注意して貰いた。

学校訪問七回、民生委員宅を四回、K男の家へは十一回訪問し、やつと話合いがついたので昨年十二月の終り頃から登校するようになった。しかし、これですべてが終つたわけではない。特に問題を多く持つK男であつてみれば、どんなわずかなつまづきによつても、又長欠するきっかけとなりかねない。今後の状況を注意して見まもつて行かなければならない。

(協助員の広報活動を)

協助力制度を知らない人が多い。ことに、就労児童の対策は初めての問題であり、関係者に依頼しても困難が多か

つた。

まず、仕事に入る前に、婦人少年室協助員とはなにをするものかその説明をしなければならぬので余計な手数料がかかる。私は、新潟市の旧市街の外の学校に対して、この制度の概要と、今回の目的を記し、調査を依頼した。これがよく理解を深め、折返し長欠児童の有無の連絡があつた。すべてよく調べてくれたので、その後の活動は非常に円滑に運び、成功だつたと思う。

協助員の担当地域が広すぎる。任務達成には相当な努力と時間を要する。ことに、農村地域は困る。昼間は大部分の家は不在、帰宅は遅いためいろいろの人と面談することは困難である。現在、私の担任地区には中学校八校、小学校十五校、計二十三校あり、中には相当遠距離の学校もある。これだけ一人でとび廻るのは容易なことではない。

平素教育とは関係のない者が、突然地方の学校や部落の自治行政機関を訪問しても、誤解されたり、話が行きづまつたりしてはかばかしく事が運ばない。予め顔を知られることも必要であらう。時々訪問し、よく周知することも大切なことだと思う。

このようにみて、婦人少年室協助員の活動は重要なものであるにもかかわらず、現実の仕事は、人が少く、その上社会に知られていないので、自分の身分などの説明などから始めなければならず、無駄骨を折っていることが多い。これでは協助員自身がいくら張切つてみても思うほど成果があがらない。速刻、制度の改善を望むのは無理かも知れないが、もっと内容にふさわしい陣容を切望するのは、ただ、私一人のみではないであらう。



9 長欠して家事手伝

兵庫 谷口 きぬえ

(協助力活動のきつかけ)

昨年十月頃、隣村の或る人に私が婦人少年室協助力員として任命されたこと(協助力員の使命と併せて)を話し、不幸な人があれば知らせてほしいと依頼しておいた。

十二月も終りに近い二十五日に、その人が私のところにやって来て、「G子さんが、私たちの部落にきているが、可哀想だから何とかしてあげてほしい。」との連絡があった。

正月になって早々、私は部落の区長宅に行き、事情を聞いてみると、G子は、十二月の暮から大阪の実家に帰っているとのことであった。

三月のある日、A部落(G子の現住所)附近で学校の休日でもないのに子守をしている女の子を見かけたので不審に思い、その子について近所の人に尋ねた。どうもG子であるらしいが、はつきりしない。そこで彼女の家庭を訪問して母親に会ってみると果してG子に間違いはなかった。

「G子を実家に預けていたが、親が死去したため送り帰され、やむなく同居している。貧乏で学校へ出せないので毎日子守をさせている。」と母親は語ってくれた。中学校だけは是非とも卒業させるよう勧告したが、到底不可能と

もらしていた。このG子のケース・ワークに手をつけたのが、私が婦人少年室協助員となって初めての仕事である。

(生活歴)

昭和二十一年 本村に疎開。

〃 二十二年 G子生る。

〃 二十三年 父に死別。

〃 二十八年 母はG子を実家に預け、仲居奉公をした。その時、奉公先の主の妻は神経衰弱となり裏座敷に別居した。

〃 三十一年 母は奉公先の主と内縁関係を結ぶ。

〃 三十二年 母は女児出産。

〃 三十三年 神経衰弱の先妻死亡。実家の祖父死亡により、G子は母の許に連れ帰された。

母はG子出産、間もなく農業を営む夫と死別した。以後、二女児を養うため六年間農業を続けていたが、生活に困り、二児を預け、現住所の飲食店に仲居奉公に出た。

当時、飲食店の主Kの妻は精神病にて療養中であり、その子供(三男児)の世話をしながら家事を手伝っているうちに内縁関係が結ばれ一女児をもうけた。

昨年、先妻が死亡したが、実家の祖父も亡くなったので、G子は父母の許に引きとられ、家で子守をしていた。この間学校はずっと欠席している。

主人の三人の男児は、母とG子を白眼視し、出て行けがしに邪魔者扱いにするが、主人は見えて見ぬふりをして何もいわない。箱は入れてくれないので、全くの居候である。母が主として店を経営し、主人がブローカーをして生活を

たてているが、主人が酒好きであるので経済的には余り豊かではない。

G 子は、この家庭で落着くこともできず困っている矢先、尼崎の夫がら屋に子守として世話するという者があつた。成長すれば、親の自由にさせぬという条件で、一月十日頃連れて行かれるというので、あわてた母親は、何とかしてほしいと申し出たのである。

(ケース・ワークの概要)

三月六日 尼崎で開催された協賛員会席上、婦人少年室長に G 子の話をして措置について相談した。

三月七日 G 子宅を訪れ、調書を作成。十日過ぎに或る人のところに奉公することになっているが、将来親の自由にならぬとか聞いているので両親は案じている。世話して頂けるなら、なるべくそれまでに何とかしてほしいとの依頼があつた。婦人少年室長には速達で連絡する。

四月九日 十日に G 子を同伴して、室へ来るようにとの電報を受け取つたので、G 子宅へ行き、その旨伝えた。

四月十日 G 子、母親と三人で婦人少年室を訪れる。相談の結果、ひとまず児童相談所へ託すことにした。

四月十五日 母親が来訪、G 子がいなくてさびしいし、親類も連れ戻せといっているので帰してほしいと訴えた。しかし現状では、親類の人も、籍を入れるとか、就学させてやるとかと本当に G 子のためになつて助言援助してくれるものは一人もない。G 子のためには歸らぬ方が幸福だと言つて聞かせた。

四月十八日 G 子は元気であるとの手紙を受けた。早速母親に告げると、G 子がいなくても大分慣れたといつてあきらめていた。

四月二十日 上神した際、G 子は赤痢になつて入院したと聞き、驚いて見舞に行くと、彼女はほとんど平常と変わりなく大変元気だったので、安心した。

四月二十一日 母親が、G子入院の通知を受けとりあわててやって来た。あんなことになるのなら、G子を手離さなければよかったとさかんに悔いている。私は、病院の施設の完備や、治療の行き届いていることを説明して帰した。

四月二十四日 婦人少年室長にその後の状況の間合せや、今後の相談の手紙を出したら、返事が来て、二十八日に退院し、すぐ養護施設に入所させる旨書いてあった。

四月二十九日 母親とG子の姉と三人でA市の養護施設へG子を探ねた。以前の性格から想像して、会ったG子はすっかり快活になっているので驚いた。母親も大変よろこんでいた。本当に社会保障の有難さを悟ったようで、現在のG子の境遇を母親は感謝している。

四月三十日 G子は、現在A市立小学校に通学し、楽しく勉強している。上申しして婦人少年室を訪問、その後状況をいろいろ報告し、ケース・ワークの終結をよろこんだ。G子の手紙を受け取り、母親はよく私の家へやって来てその状況を知らせてくれる。よくいつてよかったと思つた。

(薩の協力者)

このケースについて、以前、地区のある民生委員が「私に申してくれたら世話してあげますよ。」といつて相談を持ちかけたそうである。しかし、「町の民生委員会等で取りあげられて審議されたのでは、家庭内のいざこざが知れて恥だ。生活保護も受けていないのに、何かいつてもはじまらない。ただ恥を暴露されるだけで何の得もない。」とあっさり辞退したといつていた。

しかし、この世の中にはこのような考えの者が多いのではないかと思われる。「人の生活におせっかいな。」とか「いくら困つたつて他人のお世話になんかなりませんよ。」等という言葉がよく聞かれる。この人たちは自尊心、あ

る意味では虚栄心が強いのである。強い権限を持ち合せない民間人には誠意と説得以外に何の術もない。

幸いにして、家族からは、「真心から私どもの幸福を願ってください、努力して頂いてうれしい。」と感謝されている。協助員としては、当然のことをしたまでであるが、不遇に泣く一少女を、前途に希望の多い明るい世界に引上げてやることができた喜びで一ぱいである。人に知られなくとも陰徳を積む歓喜。婦人少年室協助員の仕事は生き甲斐のある仕事である。



10 病欠からズルズル長欠

兵庫 深谷 信一

(一人娘)

H子は、一人娘であまやかされて育った。父母共老年で、加うるに父はケチで就学に伴う出費を嫌い、教育については全く無理解である。農業の手伝、日雇等にて収入も少なく、酒飲みであるから貧困生活をよぎなくされている。

母は神経症で、言葉もよく聞きとりにくい。教養は低く、子供の躾けは教育的でない。しかし、教育に対しては関心が深く、よく学校へ行つて教師に相談している。

H子は兄弟がいなかったため、親に対する関心が特に強い。母親はH子が思うようにならないらしい。家庭でもいうことをきかない。そのうえ、両親の夫婦生活などを批判して困ると母親に訴えていた。

学校の成績は、中の下、あまり悪くはない。大柄であるが、運動能力に欠けている。無口で一才交っている点もあり、幼稚なところもみられる。家庭の事情にはよくわきまえて、自ら友人と共に菓子屋へ就労した。

（就学のための努力）

H子の出欠状況は、次の通りである。

三学年 出席 一四五日 欠席 一〇五日

一学期——時々欠席する程度。

二学期——十月頃から時々休み、十一月から全欠。

十二月、一月全欠。

二月より登校、三月卒業す。

最初、H子は腎臓炎にて病欠、その後、盲腸手術した。この手術の経過が悪く、腎臓炎も治療しないので病気に苦しむ。

十二月終り頃健康も恢復、昭和三十四年一月、約一カ月菓子屋に就労す。作業は鉛の紙包みである。昼食持参で一日百五十円から二百円の賃金を貰っていた。

母親はH子を登校させたい。子供に就労させぬようにしてほしいと頼まれる。学令期の生徒を就労させることは困ると就労先の工場へ手紙を出す。

H子は、長く休んでいるので、勉強はわからないから学校へ行くのは嫌だといつてきかない。しかし、労働基準法や学校教育法の話をして、これに違反して働くことは、工場の人に迷惑がかかるからといういろいろな理由を説明してやっとH子を納得させることができた。

学校が嫌いなものには困るが、幸い、H子はピアノが好きで器楽練習に興味と希望を持っていたので、これが再登校の魅力となった。

（頻繁な連絡活動）

H子と一緒に三名のケースワークに手をつけた。一人で四名の児童を扱うことは非常な負担である。そのため、関係機関とは頻繁な連絡活動を行った。

一月十日頃から児童の家庭訪問は一四回、そのうち半分は不在であった。不在の時は、区長、警察派出所、児童委員等に相談し、依頼する。

また、学校の級担任の先生と家庭訪問すること五回。時には母親を学校に呼び出して懇談する。昨年十二月から母親が自発的に来校したのを含めると十八回になる。警察官に直接依頼すること二回、区長代表やP・T・A役員等に依頼したり極力関係者に協力を求めた。

この結果、前記H子が中学卒業、同じく他の二名の女生徒も卒業、中学二年のB夫は登校するようになった。就学に際しては修学旅行等の折に極力参加させるようにして、学校生活になじませるのがよい方法だと思った。

それにしても、経済的な社会保障がなんと貧弱なことか。生活面の援助もせずに、就労するな、登校へ行けといつても無理である。切角芽生えたボランティアの活動に、もっと社会的、経済的なバックボーンがほしい。



11 ガンコな祖父を説得して

兵庫 丸山 ふみ

(本人について)

△子 昭和一九年六月一四日生、(二四才)

神戸市〇〇中学一学年在学

学業 下(順調に教育を受ければ中になる素質がある)

欠席日数 自昭和三十三年四月八日、至昭和三十四年二月二日、断続一六三日間

就労状況 近所の八百屋の子守をしている。労働条件など詳細に決めていない。忙しい時に行って手伝う程度。大
体午前一〇時から午後五時位まで働くが、賃金は貰わず、売れ残りのものを貰って帰る。本人は働きに行くこと
を好んでいる。

△子は、服装はキチンとしており、身体が大きく健康そうである。日常は真面目で、ゆったりして口数は少いが
尋ねることにははつきり答える。

中学校入学後、間もなく欠席したので、受持の先生が心配して家庭訪問した。六月に△子は登校したが、また七
月頃から休み出した。以来四回ほど訪問して、洋服の上着、靴、学用品など与え、通学するよう勧めたが出てこな

いので先生も困っていた。

(家族構成)

祖父(七一才) 無職、三七才で妻に死別、持病のぜんそくのため苦しんでいる。

父(四八才) 植木職人、おとなしい人で外聞を恥じて、不貞で気ままな妻にも大きな声でよう叱らぬ。警察官も、物わりのよいやさしい人だといっている。

幼少より植木屋で技術を見習い、その後明石の消防署、工場の徴用工として勤め、戦後植木職となる。

昨春強風の時、五間もある植木の倒れた下になり、肋骨を折った。半年入院後生活保護を受けながら通院、妻が家出してからは子供のために食事の世話など一切自分でやり、それから仕事に出かけた。

母(四〇才) 四年前に旅役者とかけ落ちして住所不明(三回目の出奔)。近所の人の話では、赤ん坊を負っているのをみかけたという。針仕事が上手で他所の仕立をしていたが、あきつばい性質で仕事をサボリ、よくしゃべり歩き浪費癖がある。また、男好きで頭も少々足りなかったと夫はいう。正式に離婚された。

兄(二〇才) 中学中退、ゴム工場工員、おとなしい性質で、月収五千円、家計の足しに三千円入れている。

姉(一七才) 中学卒、大阪の喫茶店に住込み働いているが、中学校を出るとすぐ男関係ができ、正月には男を連れて帰った由。警察官の話では売春婦になっているらしい。収入は家へ送らず全部着飾ることに使っている。行先は聞いてもわからない。

本人(一四才)

弟(八才) 小学一年在学、毎日通学している。

妹(六才) まだ学校へ行っていない。

九月一〇日 土地の民生委員に案内してもらつてはじめて訪問した。A子は映画に行き不在。祖父が一人留守居をしていた。訪問の用件を話すと、学校の事なら受持の先生が再三すめに来られたが、母親がいないので、洗濯や、炊事をさせねばならぬからどうしてもやれぬという。そして、息子(本人の父)が昨年春に高い木に身体をしぼつたまま倒れ、怪我をして半年も入院したこと、四年前母親が旅役者とかけ落ちして家出したこと等話す。

一〇月八日 前に顔なじみになっているのとさびしいのとで、非常によくこんで迎えられ、本人の兄や、姉のことなどを話す。A子を学校へ通わす位ならお針を習わせる。女は針さえできればいいので、学校へやつてもろくな事は覚えぬといわれた。中学校が義務教育であること、人間として教育を受けることの必要性、就職の時の不利などいろいろ話して帰る。

A子は終始、うれしそうに聞いていたので、学校は好きかと尋ねてみたが、祖父に気がねをしてか、ニヒニヒしているだけで答えなかつた。

(今日の訪問で長欠の原因が祖父の無理解と封建性にあるように思われたので、今後祖父を対象に面接することにした。

十一月四日 祖父に土産を持って訪問、A子の就学について考えてくださったか、と、問うと「やろうかと思つたが近所の子供もいかないのでやめさせた。この土地には小学校時代からの長欠児もいることだからやる必要はない」という。

「A子さんは学校に行けばできるし、非常に真面目なよいお子さんだから、将来の幸福のために私たちがこうして骨折っているのですよ。」という、はればれとした顔つきで、たびたび遠方を来てもらつてすまないといつて

託びた。

二月初旬 今日、父親以外の家族が皆揃っていた。持参したお菓子に子供たちは、よろこんだ。

お友だちが修学旅行で有馬へ行ってお土産に人形を持って来てくれたことや、先生がお母さんの代りになってあげると優しく言われたことなど話す。

学校を卒業すれば就職の面倒をみてもらえるから、A子さんも学校へやっつけてしつかり勉強させなさいというと、祖父はいろいろな親切にすすめてもらうので、大分その気になって来ましたが、持病のぜんそくが起ると苦しくなるからA子が傍にいてほしい。」といわれた。病人などがあつたりした特別の場合は仕方がないが、そうでないときは学校にやっつけてくださいと頼んだ。

一月下旬 二月七日に受持の先生がみえ、婦人少年室からも先生が来て下さるのでよく話が判った。二月二日（月曜日）から学校へ行かせますと祖父がいう。

A子に母親のことを尋ねたら、数え年三才の時と六才のとき、一才と三回家出、かけ落ちして、初めは半年、次は一年たつて帰宅したが、三回目は帰るようすもなくそのままであつた。道路上で出合つたことがあつても口をきかなかつた。

母のいない家庭はさびしいが、三回もふしだらな行爲があつて、ひどい目にあわされている母に對しむしろ侮辱を感じ、自分としてはあきらめている。そして受持の先生を現在では母のように慕つて尊敬しているといつていた。

二月二日 朝学校へ電話すると、時間割がわからないので明日にすると友だちに言つていたとのこと。またずるずると欠席してはいけないと思つて訪問する。「足らないものがあつたら買つてあげましょう。」という、「学校か

ら千五百円補助を頂いたから準備ができています。明日から必ず行きます。」といていた。

二月一日 学校訪問。A子は二月三日からずっと引続いて通学している。

受持の先生に会う。先生は体操と数学を教えているが、A子は数学が遅れているので特別に指導している。学校では五人十人のグループに分けて課題を与えて研究させるので、A子は遅れている友だちに引張られ、どんどんついて行き、グループの中にとけこんで気持よく勉強している。

クラスには部落の子供が多いので、A子は卑下することもなく、部落の子供の中では成績がよい方で性質もよいのでよく面倒をみてやりたいとのことであつた。

家庭訪問、祖父は、ぜんそくもこの頃は起らず、気持も明るくなり、家の空気も大分変つてきたようだ。「A子さんは学校がよくできるそうですね。」という喜んでいた。

(感想)

A子の住所は交通不便なところにあり、また、未解放部落等の特殊事情があるため困難が多かつた。関係方面の協力と相俟つて、家族を納得させることに成功し、A子を就学させることができたのは喜びにたえない。

受持の先生を母の如くに慕い、その特別指導を受け、友だちに助けられてA子は喜んで通学している。

祖父のぜんそく等で休み癖がつくおそれもあり、また母や姉の性向に影響されることも将来考えられる。今後、祖父、父、本人との面接を続けて行きたいと思う。受持の先生がA子を三年まで面倒をみてくださることは幸いだつた。

なお、学校は協助員の努力に対し、非常な好感を寄せ、卒業式等にも特別に招待されたり、いろいろな会合にも出席し、常に提携をとり、一つ仕事を進めている。



12 友だち同志で就労

奈良 中尾 正恵

（父母と生別）

昭和三十三年十二月十八日、市内T中学校の二年担任で、長欠児専任のU先生より、P子について、ケース・ワークの依頼があった。学校側は、P子が就労しているように思えるけれど実情不明、家庭訪問でも、保護者の確答が得られず、手を焼いていた児童である。

翌十九日、保護者である彼女の祖母（六一才）に面接してP子の就労先や家庭事情を伺ってみた。P子が欠席をはじめたのが、十月二十日であったことを知り、なぜ、学校がもう少し早く把握してくれなかったかと残念に思われた。祖母の話によると、実母は夫（P子の父）の無能力にあいそをつかして家出。その後、母の後を追って実父も家出。現在九州にいるというが生死不明という。（この子はひよつとすると私生児ではないかと思われるふしあり。）

現在の家族は、

祖母（六一才） 内職収入一、〇〇〇円～二、〇〇〇円

兄（二三才） 靴下工場勤務月收入一〇、〇〇〇円

姉（一八才） 月収六、〇〇〇円

本人（P子）（一五才） 中三、メリヤス工場勤務月収三、〇〇〇円

P子は、両親に生別したためか、ひがんだところがあり、大変育てにくい子供であったと祖母がいうが、私のみたところでは素直そうなよい子に見えた。

（年令を偽って就職）

P子は近所の人の世話で、昨年十月頃から市内の某メリヤス工場へ勤めていた。従事する仕事は、*「ひげつみ」*、*「すそ持ち」*といつてまだ見習い程度である。

労働時間は午前七時半から十八時まで。P子に就業の動機を聞くと、「三月になるとみんなが就職するので困っている者は条件のよい工場にはなかなかいくことができない。今だと好きな所で雇ってくれる。」という。「私の他にも中学校を卒業していない人がいるのにどうして私だけ学校へ行かねばならないの。」といつて不思議そうに私に問い返すのである。

「祖母が就職することを勧め、学校へ行くよりお金を持って帰ってくれといわれる。」のでやはり学校へ行くより就職する方がいいと思つたとのことであつた。

雇用主に面接して事情を聞くと、P子は年令を偽って就職している。世話してくれた者も中学同級生。友だち同志が誘い合せて就職したのである。雇用者の側からみれば、求職に来るものがどんな者であろうと安い給料で使えるなら雇つてしまふらしい。ここに問題があると思われる。

（学校のよい受入態勢）

第一回の家庭訪問で就労先を開き出し、義務教育の重大さを種々話し合う。経済的にも貧困とは見えないので就学
の能力ある点をこんこんと話し、その結果P子を登校させるよう祖母と約束する。

その後、約束の日時になってもP子は登校しないので、事業場を調査することや、学校に連絡する旨を伝え、自発的に登校するよううながした。

なかなか登校する気配がみえないので、事業場を訪問、本人に面接して登校を勧めた。卒業前の大切な時期であることを話し、事業主にも事情を話すと、年令を偽って就職した点が判明、明日から登校することを確約する。

長く休んでいるので学校の担任教師にも連絡、温い受け入れ態勢を作って特別に指導してくれるよう依頼した。

三十四年一月十一日より漸くP子は登校を始めた。事業主と話合つて、三月、中学卒業後も使ってくれるよう依頼承諾されたので本人もよろこんでいる。

丁度、P子が登校した日は耐寒訓練の行われる日で、生徒が全員白いトレパンで走っていた。担任の先生が、P子さんも元気で友だちと走っていますよといわれ、その姿をみた時は、胸の熱くなる思いがしました。苦勞も多かっただけに、後の喜びも大きい。

(もつと厳しい監督を)

学校側の長欠児に対する関心が薄い。児童が長欠して働きにいつている就労先が、卒業生の就職をあっせんする工場であるためか、直接談じ込むとまずい結果になりはしないかと怖れている。

今度、協助員等が積極的に活動し始めたので、この活動に学校側は非常な期待をかけている。しかし児童委員も最近近は活発に活動し、煩雑に学校訪問をするので、学校側も放って置けないという態度が見え、次第に積極的に乗り出して来た。

この地方は貧困家庭が多く、学校を長欠して働いている子供も多い。年令を偽って就労している児童が案外多いのに驚く。書類等を完備していれば問題はないが、これらの事業場は違反が多いのではないか。監督機関による徹底的

な調査を行って不当な雇用をなくしてほしいと思う。

P子と同じ工場にも、長欠児童が二人もいた。雇用主は知っても知らぬふりをしているのかもわからない。もっと監督機関を強化して悪質な雇用主をなくすことである。

（長欠以前の問題）

このケース・ワークで感じたもう一つの点は、長く休んで学力の遅れている者に対して就学の時期をはずすと非常に指導が困難になる。休み始めの時期の指導が大切である。

私は数十人にのぼるケース・ワークの中で、就学できたのはP子ただ一人であった。もともと、P子の場合、経済的に恵まれていたし、学業に対する意欲も失っていなかったため、容易に解決し得たのかもしれない。それにしても、適当な判断と、時期を失しない適確な措置が欠くことのできない要訣である。

五十日以上欠席しないと長欠児として扱わないというのは調査等の関係でうなずけるとしても、生徒が十日以上も欠席した場合は一応その家庭を訪問して調査する位の誠意が、学校当局にほしい。一度就労したものはなかなか学校へ復帰することはむずかしいので、それ以前の対策が必要である。



13 子守をして転々

愛媛 大野 千代子

（身近にいた長欠児）

N子の母親が再婚先より五人の子供連れで、長女の嫁入先に（四畳半の一室）に歸つて来た。私の近所ですので驚いていたところN子の子守に雇ってくれと頼みにきた。

その時、私は母親に、通学している子は雇えないし、学校は休ませてはいけなと注意しておいた。

しかし、その後M子が子守に雇われていることを知り、学校へ行つて調査すると、長欠で困っているということを聞いた。

早速、母親に会い、N子のことを尋ねると、学校を休んでいたのも勉強が判らないというから転校させて学校へやるといふ。また、雇用先を訪れて聞いてみるとやはり、通学しているからアルバイトに雇つたといわれ、一向にラチがあかない。M子に盗癖があるので雇用先も度々変つていてなかなか連絡がとれず困つてしまった。

（母子家庭）

父死亡。母親四五才、日雇。兄一二月死亡。姉一八才、日雇。弟二人（中一、小四）の家庭、母親は再婚先にも五人の子供あり、双方共子供連れで再婚してしたので子供との折合い悪く、別れてしまった。別れた先方も日雇土工、母も土工をしている時一緒になったので経済的には困らなかつたが、別れてからは困つていたようである。

家が貧しいので一人でも食べていけるようにというのが母親の願ひで、中学生にできる仕事としては子守より仕事がない。そこで、M子は子守に出されたのだった。

N子の就業先は度々変つたが、子守で月千円の収入を得ている。母親はこの千円は大きな収入だといつて、M子の就業をよろこんでいた。

学校に行つて担任教師に連絡をとり、事情を尋ねた。教師は家庭に対しては常に注意し、指導していたが、保護者

の住所も、また職業も変りがちで一定せず、指導もいき届かない面があつたといえよう。

N子自身については、欠席日数が多いため学業も不振、各教科とも最低点である。登校するときや、学校生活では明朗な、はきはした態度がみられる。学校は全然嫌いなわけではないから、措置の如何によつてはすぐ登校も可能に思われた。

（禍が幸いする）

家庭訪問しても留守がちで話もできず指導に行きずまりを感じていたが、昨年暮に亡くなった兄の見舞金が、突然貰えたので、思わぬ収入となり、N子の通学も実現する見通しが立った。そして約束通りN子は一月から登校し始めた。兄の死により、働き手を失ったこの家庭に、わずかな光明が輝き出したことはよろこばしいことである。このチャンスが逃がすまじと、その後の指導にも力をそそいだ。

私のささやかな努力の甲斐あつてか、N子はその後欠席もなく三月まで無事通学したので、みごとに卒業でき、それと同時に散髪屋に見習として就職も決まつた。

今では、松山の某理髪店で楽しく働いている。また、家庭には、民生委員の努力で本年度より生活保護を受けられるようになり、二重の福音を受けて喜んでゐる。



14 貧困のどん底から

高知 小路花喜

（長欠の多い同和地区）

長欠の問題は、いろいろな会合で話題になり論議されている。特にS子の住む地区は、同和地区であり、こうした問題が多い。最近は減少しているが、たまたま、ある会合で中学校の先生から聞き込み、S子の家庭を訪問してみた。

学校としても、種々手を尽して登校をすすめてきたがなかなか応じてくれず、父親から金がないからやれぬ。行けるように何とか援助してくれといわれた。しかし、先生も限られた給料の中から経済的な援助はいつまでも続かず、困っていたところであった。

（けんかの絶えない夫婦）

家族は父母と、小学校五年の弟あり、困窮家庭で、生活保護は昭和二十二年より継続的に支給されている。目立つた家財道具もなく、炊事道具が部屋の片隅にあるのみ。

夫婦の関係はよくない。盲目を理由に父は働こうとしない。妻の労働力に依存しているのでけんかは絶えず、妻は度々実家に帰ったこともある。父は全盲ではなく、漁業の手伝いぐらいはできる。資格はないが、あんまの真似事を

しては賃金を貰い、酒代にする。

母は失対事業に出て働き、少女は他家の子守をするといった状況で、細々ながらの収入で生活している。弟も、昼食を持って行くことができず、他家の鍋等を盗んでパン代その他に当てたことがあったといわれる。

家屋は、板の間にむしろ一間あるだけで、ここに親子四人雑魚寝している。みるからに貧困そのもので同情がこみあげて来る。

このような状況だから、教育どころの話でない。まず、生活の保障から手をつけなければならなかった。

（母の井当作りから長欠）

S 子は農家の子守に雇われていた。四月初めから十月頃まで続いたが、子守以外の雑用にも使われ、時間の定めもなく、朝早くから夜も相当遅くまで働かされた。その代償としては定まった給料を貰うではなく、米とか、麦、たまにたまわずかな小遣を与えられるのみで、それも全部家の方に足していた。

教育に関心のない人々だから、S 子のあわれな状況をみて誰一人同情するではなく、全く忘れられた存在でしかない。最初は、母親のお弁当を作るために学業を放棄したのであるが、そのうちにだんだん学校へ行くのが嫌になり、生活が苦しくなって子守に出るようになったのだ。

（ケースワーク開始）

昨年十月、最初にS 子宅を訪問した時、辛い父がいたので来意を告げ面談した。父親は生活の窮状を訴え、援助にすがろうとする他力本願なのに驚いた。

義務教育の大切なこと。本人の将来を考えて、生活の犠牲にしないで、是非学校へやるように話したが、この父親には感じないように思えた。

また、父親のおしゃべりには真実のないこと、嘘の多いことを察したが、少女のために一肌ぬがねばと思い、私はこの家庭の経済的な問題の解決にのり出した。

まず、学校の担任教員及び福祉教員と相談し市福祉事務所と連絡をとった。そして父親の身体障害者としての特別補助月額五〇〇円を支給して貰った。

民生委員会、保護婦人会、児童福祉協議会等へ協力を求め、父親の生活指導を少女の地区担当民生委員に依頼した。

また裁縫の教材の不足は日赤奉仕団等とも連絡をとり、回収衣類の中から真新しい布地などを貰って与えてやった。

私どもの町では、幸いに児童福祉に関するいろいろな機関があり、毎月例会をもっている。この会合では、問題児や、長欠児について次々と話し合い、具体的な解決策を講じている。

S子のケースについても、このような関係機関の協力が得られたので、私どもはどんなに活動し易かったかわからない。学校側も私どもに大変信頼を寄せて、協助力員という制度がよく認識されたと思う。行政的な統の連絡も大切だが、横の連絡もケース・ワークには欠くことのできない大切な活動である。

（明るい解決をみて）

問題を解決した時ぐらい満足を覚えることはない。一人、顔がほころびて来る。町で少女に会うとニコッと笑って頭を下げて通る。そのたび毎に私は彼女に励ましの言葉をかけてやる。

どんなことでも問題を一人で考え、独走することはいけなないと思つた。あらゆる関係機関と連絡を保つことが、解決の途を早く発見する。不可能を可能にすることも容易であると自信をもつことができた。

最後に要望として、こうした少年少女が困窮の家庭にあつて、その苦しい生活にめげず、休まず学校に通つてゐる者たちを激励してもらいたい。そして、この後に続く不幸な子弟たちに希望を持たせるためにも「子供の日」等を機会に激励賞、努力賞等贈与されれば、なお一層の奮起をうながすことになる。未だに恵まれない、同和地区に対して是同和地区のS子が救われたことは今後のよい教訓になることと信ずる次第である。



15 理解のない父母

福岡 森田 順吉

（小中学五十数校に連絡）

長欠就労児童の把握に當つて、私は受持区域にある五十数校に及ぶ小中学校へ全部連絡をとつた。いちいち訪問するわけにはいかないので、速い学校へは返信依頼を添え、手紙にて長欠就労児童の有無を問合せた。

その中の一人C子についてのケースを報告し、御批判を仰ぐ次第である。

（貧困と無理解）

父は病弱にして家庭は極めて貧困。両親共ほとんど教育なく、理解ある話ができない。父はお人よしに見えるが、母親はこちらの理ある話にはあまり耳をかさず、自分のことばかり、同じことを繰返して、とうとうとしやべりちらす感がある。

父は体がきかないが時々日雇に出て、当時は母親が働きに行っており、子供は本人の他小学生の弟が二人あつて生活は苦しい。

現在、生活扶助五、八八〇円、教育扶助三四〇円受けているが、C子は長欠児、中学二年であるが、昨年九月より一日も学校へ行っていない。

(雇用先は教師)

C子の働いている家は、自宅から約十五軒離れたK市にあり、主人は会社員、主婦は小学校教師である。主婦が、教師であるため子守兼用留守番として働くC子に、暇な時は勉強も教えるから等と、いい条件で雇われていたが、実情はそれもできていない。

実家が貧困のため通学用の衣服も買つて買えないのに、小遣いを貰つたり、時には衣服等も貰うので、家において学校へ行くよりもいいと喜んで勤めていた。

(ケース・ワークの概要)

十一月四日 学校を訪問し、担当教師より詳細な話をきく。

十一月七日 第一回家庭訪問したるも、父母共他家へ日雇稼ぎに出ていて不在、その先を尋ねてみると畑仕事に出ているとのことで畑まで行つて父母と面接した。

子供の働き先が元の処から一里程離れた処に転宅し、一度手紙が来たがなくなしたので雇用先が不明、判り次第連絡して通学するようにいうと両親と約束して帰る。

十一月二十一日 再び家庭を訪問、父母に面接、父病身のため家庭貧困、女中に行けば小遣衣類等の支給を受けるから本人も希望し、親としても幸いだから出している。近いうちにお祭りで、帰宅するはずだから、その際よく話合

い、三学期より必ず通学させる旨確約して歸る。

貧困家庭にて通学用衣服にも困り、学友より笑われると困るというので、ちやうど仲介人の話があつたのでO子働きに出した。しかし、O子は小遣・衣類の支給を受けるのみで、家庭へは仕送りしてないので、少し無理すれば現状のままでも登校できると認められた。

一月七日 家庭を訪問してみると、明日より登校するといつてO子は準備していた。本人にはよく説明し、指導納得させたので心から了解した。

一月一〇日 八日からすでに登校している由。休日には町内の紙箱製造の手伝いに行くといつていたので、今後はずっと学校を休まないように念を押して歸る。

これでこのケースは一応の解決をみた。

(感想)

本ケースは、雇用主の主婦が小学校の教師でありながら、長欠児を使用人として雇い入れていることは寒心に堪えない。雇用主が早く本人、父母に言い聞かせてやれば少し位無理があつても通学できたのではないかと思われる。

当地区は、学校数も多く広大な地域にもかかわらず、協助員は一名しかない。これでは到底手が廻りかねる。この地域社会の婦人問題、年少労働問題の徹底を図るためには、どうしても後四、五名の増員が必要と思われる。

昨年、長欠就労児童の仕事をして頂き、非常に大切なことであると痛感し専心努力しているが、本職の片暇に実施するのでとても十分なことができず遺憾に思っている。この問題の専任職員を設け保護の徹底を図る必要があると信ずる。



16 網子に働く長欠児童

長崎 本山 トキ

(酒乱の父)

原籍は宮崎県、C君の母は大酒呑みの夫と二十数年連れ添って、その間四男二女をもうけた。日雇の夫の収入ではただでさえ生活が苦しいのに、はてしもなく酒を飲まれてはどん底生活もやつと支えられる程度で、子供たちの教育も十分ではなかつた。

義務教育を終えた子供たちは、父のふしだらを忌み嫌い、みんな家を離れて遠くの土地に出稼ぎに出てしまった。そして、家への仕送りも父の呑代になると思つてか送金してくれない。父は子を親不孝とののしるが、母はそれにぐちもいえず貧乏生活に甘んじていた。

父の酒乱は年と共にひどくなり、母が強く反省を促すが、家の中は暗い日が続いた。途方にくれた母親は下から二人の子供を連れて昭和三十三年九州の東から西端の現住地に、一人の友人をたよりに流れて来た。

名に聞えた炭焼の町にも、この病的な母子を救つてくれるところはなく、適した仕事もみつからなかつた。

一応、中学三年に編入したC君は学友ともなじまず、学校を嫌がり自然と欠席がちとなる。そして母の手だすけと思つて網場に出るようになった。

（家族構成）

父 別居 消息不明

母（四四） 無職 心臓肥大 病弱にして重労働不可能なため荒仕事はできない。

長男（二六） 行方不明

次男（二四） 自衛隊（入隊後暫時送金あり）

長女（二三） 大阪方面へ行き消息不明

三男（二一） 行方不明

四男（本児）

二女（一〇） 小学六年

（収入）

母親は漁獵加工のイリコ干場に働いて食わせてもらい、小遣金を少額貰うのみで、生活扶助を受けて生活している。

生活扶助 一、〇三六円

住宅費扶助 五〇〇円

教育扶助 一四〇円

C君の収入 二、四〇〇円

（就労状況）

C君が就労した動機は、学校が家から三キロも離れた所にあり、その上興味がないので欠席し、近くの網場で遊ん

でいたところ、同じ長欠の友だち三人が海灣の魅力に吸いつけられて落合った。

学校嫌いで、家庭の幸福に恵まれない共通の悩みを持った三人は、毎日学校をサボってこの網場へ行つて面白い網引きを眺めていた。少年でもほどよく間に合う小規模の漁場では賃金も少額で済むので喜んで手伝つて貰つたと事業主はいっている。もちろん、この少年たちが義務教育年令の児童であることなど知るよしもない。

賃金は確定しておらず、最初は現物の魚をやつたが、後では一日百円を支払つた。C君は金が貰えるので嫌な学校より面白がつている。

（保護指導経過）

学校では担任教師が度々家庭訪問を行い、C君の登校を促した。しかし、家庭の生活問題と直結しているので、民生委員等の協力を得てもなかなか解決しきれないでいた。

三学期になってからは、もうわずかで卒業できるのに休んでいると卒業できないといわれ、C君も感じたらしく漸く登校するようになった。三月に入つてからは欠席が少なく、時折しか就労に出なかつた。

協助員がこのケースを把握した時は折々欠席する頃であつたので家庭訪問を行つて保護者、本人に面会、つとめて登校するように指導した。さいわい、民生委員等の協力を得て生活扶助もわずかながら増額になり、C君の登校も楽になる。このため三月には無事卒業できた。

（ケース・ワークに思う）

酒乱の父の無反省を遺憾に思う。成長していく子供たちから見放されるほどだから、その実情が思いやられる。父は父でも、母までも見捨てて子供たちの心理が判らない。

苦勞して成育した子供たちを「便りがないから。」とあてにしない思いきりのよい母は、父（夫）とのきつなが絶

たれてほつとしたことで満足しているのであろうか。他人のはかりしれないことである。

二男の自衛隊へ行っている子が早く元気になつて母親に孝養を尽くしてくれるといいがと思う。母親はあまりさばけた女ではないが病氣であるために全く無能者のように見られており、子供の誰かがみてやらねば氣の毒である。

C男君は 無口で学友からもあまり好かれな。しかし、母が今まで背負つた苦勞を今後は樂にしてやりたいと非常に孝行者である。兄たちのように母を見捨てたくないから遠隔の就勞を断つて母に孝養を尽くすといつてゐる。学校も卒業したのもつと収入の多い適職を探してやりたいものである。

二、ケース・ワーク継続中のもの



1 釣舟の助手

千葉 柴崎 みつ

(茶目坊のH君)

父は、建具職人だが病弱であまり働けない。その上弟妹も多く生活は苦しい。しかし、わずかながらも収入があるので生活援助も、就学費援助も該当しない。

長男であるH君は、小学六年の時から近くのとある漁師のつり舟の助手として雇われた。茶目坊であるが、まことによく働き、またよく勉強もする。学校の成績はいつも上の部である。やや落着きがないが、性格が明るいので雇用主からは実子のように可愛がられている。

今は昔と違ってつり舟といっても機械船なので、その使用は子供にも容易にできる。機械好きのH君はよく操作ができるので主人が嫌さないのも無理はない。最初は五年契約で年俸があげたら舟を一そう貰う約束ができていた。

(ロベらしと年俸奉公)

H君の家族は、両親と兄弟六人である。父さえ元気でたくさん仕事ができたら、H君まで働きに出る必要もなかろ

うにと思われる。しかし、母親は親類も相手にしないような女で、近所づき合いも無論面白くない。十四才のH君を頭に、十一、九、六、四、二才の子福者で働く気構えもなく、父親のわずかな収入によって、その日その日を細々とすごしていた。

家庭訪問によって父母とも話合い、就学のことなどを勧めてみたが、実状が食っていけないので、やむを得ず「口べらし」として年長のH君を奉公に出したのであり、とても学校へなどやれぬという。雇用主に会って説得してみたが、如何せん他に働き手がないので学校へはやれぬと断わられた。

雇用主は舟二そう持っていて、つり舟の案内をしているが、どうしても助手が必要なのでよくなれたH君を手離すわけにはいかない。それに、年期奉公のようにしているので今さら家へ帰すことはできない。もちろん法律的にみれば誤っていることはいうまでもないが、H君の家庭状況を考えるとこの雇用主のいうこともある程度うなずける。

このうえ、雇主の理解を求めて就労先から学校へやらせて貰うより道がないように思われた。そこでよく頼んでさし当り、週三日とシケの日に登校させるように約束した。就労の面でも相当考慮してほしいと併せて要望する。

その後、出席日数は少いが、四月は十四日、五月は十一日と順調に登校している。これを徐々に多くして行くより今のところ方法がない。

(長欠対策委員会)

都市には、長欠対策協議会があり、長欠対策教員も配置されており、社会的にはよく理解されている。何かの会合が催されると、教育委員、民生委員、警察等がこぞって協力し、長欠の問題についての話合いがもたれるという状況である。

しかし、長欠児童は都市より、郡部の海岸地帯により多く、折角の長欠対策協議会の力もなかなか及ばない実情で

ある。漁村などにおいては交通の便も悪く、一般人のこれに対する関心も薄い。

この地区の長欠対策協議会は極めて活発に動いている。外部からも、労働基準監督署長、公共職業安定所長等の協力を得て、漁業組合等へ雇用主や、長欠児童の父兄を集めて懇談会を行ったりしている。このため近年はだんだん長欠児童が少なくなってきた。

（漁師町発展のために）

今の子供に、漁師になりたいかと聞くと希望者は極めて少ない。それだけ子供の心境が変化してきている。

最初、希望者もなく、親の生活不安定から「口べらし」のため家から離れたのであるが、漁師として年俸奉公を済ませ、一人前になっても生活は安定しない。年毎にさびれ行く漁師としての生活が、幼いものにとっても希望のもてないものに感じられるのは当然のことであろう。

II君と同様働いている年少者の中には、漁師が嫌になつたからやめさせて学校へやってくれと親に頼み、また教師を通して雇用主へ依頼するものもあるという。家庭訪問をして親と話合つたときもこのことがよく問題になる。しかし、大人たちはどうすることもできない状態だ。新聞等で、親の無理解のため長欠して働いている児童のことがたびたびみかける。これを見ても、心の中で済まないと思つているだけで、今のところ何ともやりようがない。

このままでは、この漁師町もさびれていく一方である。先祖代々の職業を亡ぼすわけにはいかない。それに、漁はこの地になくってはならない職業でもあつてみれば、将来のことは真剣になつて考える必要がある。

そのためにはやはり年少者の養成が必要とされる。II君の場合をみても、雇用主は、昼間はよく働くし、夜はテレビも見ないでよく勉強すると感心しているだけでなく、義務教育を完全に終えさせてから一生懸命働いてもらうようにしてほしいと思う。



2 就学にもう一息き

澄賀 鶴岡 幸

(予備調査)

労働省の全国長欠就労児童の保護活動要綱に基づき、昭和三十三年九月この問題と取り組むこととなった。

まず、県教育委員会の調査資料によって、県下の長欠児童の概要をつかんだ。しかし、受持区域があまりにも広範囲にわたるので、さて、どの校区から手をつけたらよいものかと思案した。結局、身近かなところから始めなければならぬと決心し、地元のK中学校に出向き調査を始めた。

校長、教頭に面会して活動の趣旨を話し、長欠児童を調べる。そのとき、当校において私の発見した長欠児童は三名であったが、いずれも断続百日以上欠席している児童で難ケースであった。

この中で男女二名の児童については長欠が解消し、学校や、その家庭から感謝された。しかし、残ったM子だけは惜しくもこれに洩れ、長欠就労という迂余曲折の運命をたどることになった。

以下、このM子のことについて、ケース・ワークの一端を御紹介する。

(家族構成)

父(三九才) 小学卒、(職業)石工

石工としてよい腕を持っているが、仕事が思うようになく、失職状態であつた。酒好きで、酔えば妻をなくつたりし、子供の教育に対しては、理解も、熱意もない。愛媛県生れで、その後転々と住所を変え、広島県で青年時代ある施設に収容されていた。不必要な義理人情にこだわらず、世間体を気にしたり、封建的な面が多い。

母（三才） 小学卒、（職業）無

口先は上手だが約束したことを実行しない。春秋二期の農繁期に他家に手伝いに行く程度で、もっぱら家事と四人の子供の世話に追われている。

本人M子（一四才） 中二年（長女）

知能程度は中の下、学業成績も下、健康は良好であるが、性格は内気で従順。

弟（九才） 小四年

妹（四才）

妹（一才）

（保護活動の経過）

十月二日 長欠原因追求のため本人在籍校訪問、学校調査及家庭調査票による家庭調査をなす。

十月十日 担任教師同道にて家庭訪問。本人を中心に母親と懇談した。種々の面から話を進め、登校勧告をなす。その結果、次の点が明らかとなる。

(1) 本人が勉学意欲なく、日常生活も無気力

(2) 通学用自転車もなく、通学バス定期券を買う金もない。

(3) 母親が秋の農繁期中他家の手伝いに行くため、弟妹の面倒をみさせ、農繁期がすんだら必ず登校させる。

この日、学用品代少々、セーラー服（中古品）一揃、菓子等持参した。

十月十二日 学校訪問、校長に右の事情を話し、通学用自転車について相談、当校の小使の自転車を貸与して貰う約束をした。

十一月初旬 当校P・T・A委員会に出席、実情を説明し、側面からの協力を求めた。

十一月二十日 教育長訪問、M子の実情を訴えて善処方を要望、同日、教育長からの紹介連絡により、地区民生委員並びに同町厚生主任と面接懇談の結果、卒業までの教科書代金額支給（町当局より）、生活扶助、教育扶助何れなりとも一カ月以内には支給するという確約を得て、わがことのように喜んだ。

十二月中旬 当町役場厚生主任同道にて家庭訪問、両親と面談の結果は次のようで誠に残念であった。

(イ) 農繁期がすんだら登校させると約束しながら実行できず、申訳ないと思ったが、生活のため知人の紹介で大阪へ奉公に出した。

(ロ) 仲介人は学校に行き、このことについて校長の了解を求めた。（不審に思い、翌日校長に問合せた処、嘘であった。）

(ハ) 父親は日雇賃を前借して、通学用自転車と鞍を買ってやった。（エンジ色の婦人用自転車が置かれてあったのでこれは事実）

(ニ) 厚生主任と共々生活援助を受けるようにすすめると、「自分も男だし、両親がかく構っているから扶助など受けたくない。」と父親は断った。

昭和三十四年二月初旬 滋賀婦人少年室長を通じて、就労先の実情調査と措置を大阪婦人少年室長に依頼した。
四月初旬 学校訪問、出席状況を調査したところ、本人は進級できず再び二年に在籍していた。

四月三十日 大阪婦人少年室調べの情報と措置が詳細に報告されて来た。それによると、M子は三月二十六日以降帰郷していることが判明したので、直ちに家庭訪問をし、学校にもこのことを報告した。明らかにされた点は次の諸点である。

(イ) かつて一家が非常に世話になった人から是非娘を貸してくれと頼まれ、昔の恩義もあり断りきれず、M子を手離した。大阪へは父が迎えに行つて暇をとり連れて帰つた。

(ロ) 四月中旬 その知人の世話で新しい現在の雇用主の家に父親が送つて行き住み込ませた。

五月二十三日 滋賀婦人少年室長に報告し、担当協助員に就労先の実情調査と措置を依頼した。

六月二十六日 就労地担当の協助員から次のような報告を受けた。

(イ) 義務教育を終えていないことを知らずに雇つた。

(ロ) マーケットの卵売子としておとなしく働いている。

(ハ) 少しの賃金でも家に送金している。(親が時々貰いに来る。)

(ニ) 雇用主が、中学校に通わせてもよいと申し出た。(雇用主の妻はこの点を不服としている。)

(ホ) 就学期間中、親権を雇用主に移し、当地において扶助を受けては如何か。

六月二十六日 右の報告を得たので、すぐ家庭訪問をし、両親と懇談、次の結論を得た。

(イ) 親権を就学中雇用主に移すことを承諾する。

(ロ) 今後、子供のことは一切おまかせするから良い方法をとつてもらいたい。

(ハ) でき得れば、三年に進級させてほしい。

六月二十七日 右の旨を滋賀婦人少年室長に報告し、親権を移す手続きを依頼した。同日、学校長に電話し、実情を

話して三年に進級できるか交渉した。(確答は得られず)

なお、近々に就労先に出向き、雇用主や本人に会って打合せをし、就学手続きをして今後のことを依頼したいと思っている。

また、市民生課の話によれば、親権を当地に移せば当地において教育扶助が本人に与えられるという明るい見通しもついているので、この難ケースも間近く明るい解決点に達すると思う。

(就労の状況)

第一回就労 調査着手以前一カ月大津市内の某家に働く(両親が秘して語らぬため内容不明)

第二回就労

1 期 間 昭和三十三年十二月一日より昭和三十四年三月二十六日まで

2 就労地 大阪市阿部野区T薬局

3 就労業務 薬局店員(配達、お得意先廻り、難務等)

4 就労時間 午前七時より午後八時まで

5 賃 金 月約四千元(殆んど家に送金)その他衣類一切支給、帰郷旅費、退職金も支給。

6 就業経路 滋賀県在住の雇用主の義姉の紹介による。

備考 本年三月二十六日、父親は「家事を手伝いながら復校する」旨を述べ迎えに行き、本人を連れ戻したが、知

人の要請に依り、次の就労地へ本人を送った。

第三回就労

1 期 間 昭和三十四年四月二十日より現在に至る

2 就労地 大津市祖父方

3 就労業務 マーケット内鶏卵売子

4 就業時間 午前八時より午後七時まで

5 賃 金 小遣程度と衣類支給

6 就業経路 本人一家が、かつて世話になった知人の紹介による。

〔保護活動の効果〕

このケースは、まだ継続中で解決をみていないが、現在までの活動から現われた効果をみると次の点があげられる。

「協助員が、遠くから出向いてこんな心配して頂くのに、地区関係者がぼんやりしては申訳ない。」という言葉聞き、関係機関に多少の影響を与え得たことが嬉しく思った。

協助員の活動が契機となつて学校当局が手をやいていた長欠が解消し、非常に感謝された。協助員の性格や活動を正しく認識して貰うことができたのは、副産物として大きな収穫である。

P・T・Aにおいてもその地域の両親たち（特に母親）が互に手をたずさえて、このような家庭の援護と理解の増進につくさねばならないことを認識して貰うことができた。

（協助員としての誓い）

何時の時代においても、この地上には明暗の種々相が織りなされている。児童福祉法や児童憲章等、実にすばらしい旗印が掲げられている現代において、なお、このような不運な子供たちが数多く救われずにいることは誠に悲しいことである。

我國の行政機構は一般にその構想はよく、お膳立ては実に立派に整つてはいるが、實際の運営面においては停滯しがちの恨みがあるように思う。その原因は、よき人材が得られぬところにあるのではないだろうか。

児童福祉に關しては、各地区に児童福祉司あり、児童委員あり、教育委員あり、指導委員ありと、完備されているが、これらが一丸となつて、子供を見守り、児童憲章の精神が真に生かされたならば、すべての児童に明るく楽しい生活を送らせてやることができるであらう。しかし、實際はなかなかその域に達していない。

協助員も、国家公務員の末席をけがしている上は、有名無実の存在とならぬよう誠意をもつて努力を惜まず、社会福祉の一端を担う礎石となるべく、自ら深く誓う次第である。



3 母を助けて夜間学級へ

大阪 浅井 タネ

(父母は生別れ)

私の扱つた児童Y子は十四才で中学三年に在籍していた。学校は昨年四月から断続して欠席している。あまり勉強を好まぬせいか、成績も不良である。

幼い時に実母とともに父と別れて生活することになり、母が生活を支えるため働きに出たので、祖母にあまやかされて育つた。そのためか、辛抱に弱く、派手な性格である。

実父は、現在他の女と再婚し、同じ市内に住んでいる。母はY子に父は死んだといふくめてあるので本人もそう思っている。祖母、母、叔父と本人の四人くらしで、叔父はまだ若い、真面目な人で、郵便局に勤めている。

家庭内の人はおとなしいので人間関係もよくいっており、近頃は三人で働いているから経済的にも割合楽になつて来た。

（母と一緒に就労）

Y子は母と同じ織布工場へ勤めている。朝七時からの勤務は一般工場と変りはない。午後五時までの間、昼一時間の休憩があるだけで、残業時間を含めると実働十一時間位になる。月四千円なにがしの賃金を貰っているので家計にはいくらかプラスになるが、本人にとつてみれば、一寸労働がきついのではなからうか。しかし、もうなれたとみえてあまり疲れを意識していない。

最初は管集めをやっていたが、糸つなぎや糸繰りをするようになった。就労の状況は概して良好、貧困のため母親が連れてきて働かせているので周りの人々の同情もあつて理解が深まり、待遇も徐々に改められてきている。

年少労働という立場からこのケースをみると、思わしくないことばかりであるが、よく本人の立場になつて考えてみると、今すぐ、Y子の就労をやめさせることは必ずしも賛成できない。さればといつてこのままでおいては本人の将来が気のどくであるので、学校の先生や、関係の労働基準監督者の方々と相談して善処することにした。

（夜間学級のこと）

私は民生児童委員をしているので、家庭の生活面の心配までしなければならぬ。現在の状況ではもちろん生活扶助の対象にはなり得ないし、本児の就労を排除した場合も、生活がきりつめられ、ますます苦しくなるばかりで、保護を受けるわけにはいかない。しかし、教育扶助については、児童福祉司や、学校長の温い協力で受けられることが

できた。

そこで、教科書を購入したり、学校へ行くのにはずかしい服装をととのえて、就学し易くしてやった。この間これらの経済的援助と相まって保護者に対し、就学させることについての説得をなし、漸く納得した。

一応、尽くすべきは尽したのであるが、この場合就労をやめて就学させることは困難である。本人は現在中学三年でもあり、明春卒業する。せつかくの就職を棒に振るのも気のどくに思われる。卒業して必ずしもよい所に就職できるとは保障しかねる。幸に夜間学級があるので、関係者とも話合いの上、夜間学級へ入れることにした。学校では、卒業期までよく出席すれば卒業証書を出すといっている。

昼間働いて、夜また学校へ行くということはY子自身には相当負担がかかる。しかし、雇用主にも話して了解を得何かと便宜を図ってもらうことにした。夜間学級というのは好ましい制度ではないが、現在のような場合、長欠児童を救う手段としては少なからぬ働きをなしている。

(長欠対策委員会)

岸和田市では七年ほど前から長欠対策委員会ができていた。小学校では学期初め、中学校では夏休みや学年末にアルバイト形式で就労する児童が多いので、特に対策を講じている。

担当地区児童の家庭訪問、民生児童委員、P・T・A青少年指導員、学校当局の関係者が集り、具体的な問題を取りあげて研究している。長欠児童については市自体の諸制度ができており、経済的援助等も特別考えているので、社会の関心も非常に高まってきた。

(まだ多い貧困児)

先年、私共は大阪府下一円にわたって長欠児童を調査した。家ごとに訪問して児童のことについて伺ったのだが、

大体「貧困と子たくさん」という原因につきるようです。四畳半ほどの一室に六人位寝起きしているものが大半を占める状態で、どうして生活しているのだろうと思っていたのであるが、実状をみて想像に絶するものがあつた。

また、片親を欠く家庭も多くみられる。事情はいろいろあるが、実にあわれな家庭がある。一軒一軒訪問して、長欠児童の家庭には満足なものが一つもない。終戦後十数年を経た今日、富めるものはますますよく、貧しいくらしの人はいよいよ困窮のどん底へ落されて行くように思える。これが日本の姿かと思われ、こんな社会があつてよいものかと憤りさえ感じた。

中にはなまけものもあるが、このように真面目に働いても食えない人々のために、一刻も早く社会保障ができるよう望まれる。



4 愛情のない家庭

大阪 山本 岩代

(不遇な家庭)

母はK子が六才の時亡くなり、間もなく継母を迎えた。この継母が厳しく、ことにK子姉妹には冷たく当つた。近隣の人々からはとかくの批判があり、気性は強いが生活は乱れていた。

父は大工をして相当な収入もあり、生活はそんなに苦しくもなかった。しかし、その後、脳梅毒を病み、仕事もで

きなくなつてしまつた。父が倒れてから継母は仕方なく菓子子の行商を始めたが、生活は急に苦しくなつた。

K子たち二人の子供に対して、継母はあまり優しい母ではなかつた。そのうえ、近くに住んでいる亡くなつた実母の父親と気が合わず、いつも口きたなくののしり合つていた。

K子の父は一年半ほど病んで、K子が六年の時亡くなつた。祖父（母の父）はK子を盲愛し、いろいろと面倒をみてくれるが、ことごとく継母をののしり、争いの絶え間がなかつた。それでも祖母が生きている間は仲に入り、たいした波乱もなく過ごしてきたが、祖母が死んでからは悪化の一途をたどつた。

遂に、継母はK子が中学に入つて間もなく二児を捨てて家をとび出してしまつた。そして生活の支えが全くなくなつたK子姉妹は実母の姉の家へ引きとられることになつた。

（K子の性格）

恵まれない家庭環境に育つた児童は、性格までゆがみがちである。K子にとつてみれば母のいない家庭生活はきびしいものであつた。実母とは早く死に別れたので思い出も少ない。しかし、母との生活は楽しかつたようである。継母が嫁いで来てからは、その強い気性に押されてK子の気持も沈みがちとなり、何となく反抗するようになった。

継母は行商に出ているので留守な時が多い。K子には小遣いもろくに貰えないので、時折盗みを働くようになった。継母に見つかるとうすく叱られる。継母にしてみれば、こないじけたK子の性格が好まないのかもしれない。そしてその原因も考えずに、憎しみだけ抱いている。K子には心から温かく見守つてやる愛情が特に必要である。

生れつき知能の低いK子は、小学校入学以来成績が悪く、学習意欲も全然ない。粗暴で落着きがなく、ものごとにすぐ飽きる。高学年になるに従つて欠席が多く、夜遊びなどをするようになった。

このまま放任すれば不良化するばかりであるから伯母の世話で近くの毛織物工場へ働きに行くようになった。これ

は中学一年の時からである。勉学に示した態度からすると、はたしてK子に仕事が永續するかどうか案じられたが報酬を貰う楽しみもあつてか真面目に勤めている。

(指導措置の経過)

K子の就業先は市内のある毛織物工場である。十数人の従業員がいる小さな工場で毛布を製造している。K子は管絃工で、最初は日給一八〇円貰っていたが、現在では二百円に昇給された。

家庭の人間関係がよくないので、K子本人のこともさることながら、まず、家庭の問題から改めていかなければならない。

最初は父の医療扶助の問題から手をつけた。幸いこれは事情が事情なのですぐ許可され、父が精神病院へ入院して死ぬまで続けられた。継母の行動や、生活態度についても目に余るものがあるので折にふれて注意して来たが、その態度は容易に是正されない。そのうちに継母はついに家をとび出してしまった。

就学については、教育委員会や福祉事務所等に赴いて相談した。就学奨励費が月七〇〇円支給になり、教科書等も支給された。精神的にも学校の教師からK子姉妹について指導を続けて頂いた。

伯母の家に行つてからも、この努力は絶え間なく続けられたが、K子が長欠して働きに出るようになってからは、K子に対する扶助については打ちきられた。K子は小学校時代から勉強は嫌いで、登校しても事実上は毎日遊びに行つていたといつても過言ではない。これで六年間通して来たので、中学校へ行つてもなおらなかつた。

小学校から中学へ行くとき、K子は何もわからないから行くのは嫌だといつてきかなかつた。六年の担任教師と私が協力して、漸く彼女をなだめたのである。このようであるから中学の先生にもK子のことについては特別なお願いをした。

しかし、中学校の教育は小学校のそれとは違う。知能の低い児童はどうしてもとり残されがちである。各科目の先生にお願いして、K子には授業中指名しないようにしたり、友だち仲間にも特に気をつけて頂いた。この学校で、友だちから見放されるとK子は全く行く場所がなくなってしまう。不良化する条件も極めて多い。

学校の教師としては、すでにこのケースには手を焼いている。せつかく働き出したのだから、あえて嫌がる勉強をすすめるより、このままの方がいいだろうということになる。決してよい措置ではないが仕方がない。

（望まれる今後の指導）

以上のべた通り、本ケースは誠に薄幸な児童のむずかしいケースである。生活扶助、教育扶助、また医療扶助までも手を尽してきたのであるが、結果は思わしくない。問題のK子も中学に入るや早々長欠し、完全に就業してしまつた。その間の経緯を逐一見まもりつつ指導してきたのであるが、まだまだ努力が足りなかつたように思う。

学校へ行くといつて弁当を持って家を出ても学校へは行かず、ブラブラとその辺を歩き廻っている。遊びに行くときは相当遠くもいとわない。K子と常に一緒にいて善導しなければ到底指導できるものではない。確固とした保護者がなければ、周りの者がいくら気をもんでもだめである。

現在は伯母のもとにいるが、やさしくみてもらっているのでK子も、非常におとなしくなった。もちろん、今後の指導を怠ることはできないが、嫌な就学をすすめるよりも、現在の就労状態を見守つてやる方が本人にとっていいのではなからうか。やむを得ないというのは勝手な判断かもしれないが、私としては最善を尽したつもりである。

三、ケース・ワーク打切りのもの



1 病の両親を背負つて

千葉 村越 てい

(不遇な家庭)

母は土地者で、近所に兄弟がいる。父は流れて来て一緒にいる。母には三人目の夫である。姉と口子は各々父が嫌い、妹二人は現在の父の子である。姉と口子は継子扱いにされたが、今は父が働けなくなつたのでおとなしくなつた。姉は性質が素直でなく、今横浜方面へ行っている。

父は多発性関節炎で寝たり、起きたりしているが、仕事は全然できない。母は一寸見ると頑健のようであるが、持病のてんかんが、ひどい時には月に十回から十五回発作するので、最近はよくよく仕事もできない。

両親がこのような状態だから収入がないので、生活扶助月額四、八七二円の支給を受けている。父の薬代は医療扶助によつて無料であり、子供は学校から教科書の支給も受けている。しかし、口子が長欠して就労するようになってからは、これを理由に生活扶助まで打ち切られてしまった。

住居は、叔父の家の裏にひさしを出し、戸障子もない三畳の間に道具を置き、そこに親子四人が生活している。叔

父も、時々面倒をみるようであるが、U子の働きを唯一の頼りにしている。

（小学六年から長欠）

U子は、はじめ叔父の家で子守や手伝いをしていたが、時には魚屋の手伝いもすることもあった。このため小学校六年の頃から長欠児童となつてゐる。

その後、叔父の家も魚屋を小規模にしたのでU子も働くことができず、母親が以前働いていた旅館に女中として住み込んだ。

旅館では、女中であるため労働時間もきまつておらず、忙しい時には夜遅くまで働くことがあった。仕事の内容はお使い、皿洗い、配膳、掃除、洗濯等時にはお客を駅まで送り迎えすることもある。

賃金は食事の他月額千円であるが、以前母が働いていた関係で主人が生活苦を見かねて好意的に面倒をみてやつてゐるので、時には二千円位の金額を貰うこともある。それに、商売柄衣服の支給もあり、いつもきれいな身なりをしている。

賃金は本人に直接渡しているが、U子は、その中から母親へ送金しているようである。主人は、U子の働きぶりがいいのでよこんで卒業後もずっと雇いたいともらしていた。

（現状維持もやむをえず）

U子のケース・ワースに当り、最初の家庭訪問には、学校に連絡し、長欠対策教員の案内を頼んだ。家庭訪問ではもちろん家庭の実状を聞いて調べたが、同時に、保護者に対しては、学校教育の大切なこと、教育の義務についても話した。その後も単独で何回か訪問し、見舞と激励を行った。

また、雇用主はこの地区のあらゆる面での有力者であり、町会議員などをしてゐる関係上、地元の人々は学校初め

関係機関も遠慮がちで督促ができない。そこで、地元外の協働員が学校側と連絡をとりたびたび家庭や雇用先を訪問することにした。

なお、就労について、内容、労働時間等の懸念ある点は、労働基準監督署長に相談し、懇談会の席上で指導注意をして頂いた。

差し当り、打ち切られた生活扶助を復活して貰わねばならず、民生委員に相談してみた。しかし現実には家庭の状況が非常に悪いので、口子の就労をやめさせて家に帰したところで、住むところもなく、衣食にも困ることははっきりしている。それに家族関係も複雑だし、悪条件が重っている気の毒な家庭なので、本人にとっても、家族にとっても就労している方が幸福であるという結論になった。

さいわい、雇用主もよく面倒をみているので、中学校は卒業できると思われる。時々訪問してよろしくお願いすることになっている。

(地域社会に対する啓発)

長欠対策について、労働基準監督署と連絡をとり、この仕事をどのように進めたらよいか話合った。そこで、教育庁指導主事に県下及び当地方の長欠の状況をきき、郡長欠対策協議会を作り、このことについて広く呼びかけることを相談する。

まず、労働基準監督署の胆入りで協議会の準備打合せ会を開いた。次いで、長欠対策協議会を結成、第一回を長欠生徒の多いT中学校で、第二回をK中学校で開き対策を協議した。地元関係機関と合同で、父兄、雇用主との懇談会を開き、不就学や長欠児童生徒のないようにすることを決める。この懇談会には漁業組合の絶大な協力が得られた。

この間、教育委員や民生委員、漁業組合長等を訪問し、協力をお願いし、学校とは常に密接な連絡を維持したこと

は申すまでもない。

しかし、長欠児童をなくすには、このような地域社会の人々の協力も必要ではあるが、家庭の貧困もさることながら、保護者の教育に対する意識が問題だと思う。長欠児童の父兄はかつての長欠児童であり、教育には全く無関心なものが多い。そのため、特にPTAや懇談会を開いてこのような保護者を啓発指導することが、肝腎である。そしてこのことは児童生徒に対して行う指導と併行して行われなければならない問題といえる。



2 名前のやつと書ける中学生

新潟 神田 里

(ゆがんだ日常生活)

田六反を耕作する父は六二才、「変人」といわれ近隣とのつき合い等はない。母は四二才になるが派手な性格で、金さえあれば口紅や白粉を買い求め、時には刈取ったばかりの稲束まで売って派手な衣服を着飾っている。そのくせだらしが無い。着物を着ても細ひも一本しめることなく、附近の人に先だつてパーマをかけたが、櫛ですくこともなく百日カツラのような頭をしている。洗濯や掃除もしないので家の中は正に豚小屋同然である。

家屋も雨露をしのぐだけで、敷物は二、三枚あるが、夜はわらくずの中に入って眠るらしい。

このような状態だから子供の教育などさらに念頭がない。母親は時折小さな子供たちを連れて他部落へ物乞いに行

くが、他人が気のどくに思つて子供に与える品物まで金に替えてしまうので、こんな家庭の子供は可哀そうである。

子供たちは恐らく毎日洗顔することもないだろう。夏は女の子でもおへその出るような形ばかりの服をまとい、素足のままで家に入入りしている。冬はパンツもはかず、きれたズボンから素肌が見えるので寒さもよく防げないと思われる。姉も弟妹も殆んど精薄か、それに近い様子で、原始人のような暮らし方をしている。

六反ほどの水田を耕作しているので生活保護の対象とならなかつたが、耕作の方法もまづく収穫も少い。加えて昨年七月、附近の湖水が六十年來の出水のため冠水し、収穫皆無となり、生活保護を受けるようになった。

（発育不良のK君）

この家庭の長男として育つたK君は、心身共に発育不良で、十五才になるが知能も極めて低く本も読めない。自分の名前が漸く書ける程度である。中学校一年に在籍しているので教科書、学用品等を支給しているが、小学校一年程度の学力ではどうにも級友について行けない。担任教師もほとほと手をやいている。

学校へ行つても相手にされないもので、K君は仕方なく、あつち、こつちと働き歩いている。就労先は何れも農家だが生活の違いからつとまらなかつたらしい。

K君は、発見した当時、父の若い頃に下男をしていたT町の農家A氏に雇われて働いていた。A氏とその家族の理解と温情で、K君も大分人間らしい生活をする事ができるようになつた。身体が小さく、一人前の仕事はできないが、本人の能力に応じた仕事を与えられるので農業の手伝いをやるこんでしている。

知能が遅れているためか悪い遊びもせず、貰うべき給金はほとんど父に前借され、自分はずかかな小遣と衣類だけしか貰っていないが不平もいわず満足している。小学校時代は粗暴だったと担任の先生は語っているが、現在はそんな様子もなく、いたつておとなしくなつた。

(ケース・ワークの状況)

K君の出身であるN小学校を訪問、学校長や、担任教師から小学校の頃の状況をきき、家庭の概要と本人の知能程度を知ることができた。さらに、中学校を訪問し、事情を聞くと、前教育長、教頭、担任教師等の努力にもかかわらず、三十一年四月入学以来二十五日間出席したのみで、本人も就学の意味がなく、両親も全く理解がないので、どうにもならないとのことだった。

また、この村の児童委員に会って話した結果、前述のA氏のところに下男として就労していることがわかった。すぐその足でA氏宅を訪問しようと思ったが、私はまずK君の家庭を訪れることにした。

家庭訪問では母親と会った。母親は家計の困難を訴えるのみで就学など考えようもしない。一応の事情を察知し予備知識をもったので雇用主のA氏宅を訪問した。

初めてK君に会って話してみたが、こちらの話を聞いてうなずくだけで、どの程度理解しているのか不明、もちろん、就学の意思などあるのか、ないのかわからない。ずっと休んでいるし、学力もついていないのでいまさら中学へなどやるのも無理である。そして、就学することにより、このA氏の家におれなくなると、本人のためには却って不幸な結果になるのではないかと考えられる。むしろ、A氏の庇護のもとに社会から締めつけられずに暮らせることが幸福のように思える。

学校では、小・中学とも、校長始め担任教師から小使さんまで、学用品や衣類の支給、時には食事まで作って与え、不潔な身体を洗ってやるなど涙ぐましい指導がなされていた。私の訪問に際しては快よく種々の資料を提供してくださり、全面的な協力が得られた。

村の教育委員会、民生、児童委員、保健婦等もよくK君の家庭については理解をもってくれたので私の活動もやり

易かったのですが、結論を総合すると、やはり前記の現状維持に落着く。幸いにA氏も理解してよくK君の面倒をみてくださるので、今後はA氏に責任をもつて一人前の農夫になれるように指導して頂くことになった。

(少ないケース・ワーカー)

このケース・ワークに当り、長欠児童に対する地域の関心はいくらか高まったのではないかと思われる。K君に続いて妹のY子についても心配している。Y子は現在小学校六年在学中であるが、ほとんど出席がなく、年間二、三十日位の出席で、K君と同様知能は精神薄弱児に近い。近くのN市に精神薄弱児の収容施設があるのでこれに収容して保護して頂いたらと考え、目下児童委員に依頼中である。

ケース・ワークは、一人で多数の児童を扱うことはできない。協助員の数が少く、担当区域が広範にわたるため、こうした仕事もとかく徹底を欠くうらみがある。今回はさいわい隣村だったため、活動も比較的らくであり仕事も進めよかった。しかし理想的には、各町村に一名位の協助員がおかれるようになったらと希望したい。



3 就業を認めて善導

広島 奥野 シズエ

(補導主事の立場から)

私は、長欠就労児童保護票様式に準じた印刷物を呉市内各小中学校に配布し、当該児童生徒の調査報告方を依頼し

た。

私が、婦人少年室協助員であると共に、呉市教育委員会補導主事をしているので、丁度都合よく、この活動に取り組むことができた。

集った報告書に基づき、学校訪問、担任教師、訓育係の教師に会い、親しく本人についての指導記録、交友関係、家庭状況等の基礎資料を得る。

家庭訪問では、母親及び、高校在学中の兄に面接し、親しく話合う。

（家庭の状況）

父はクリーニングの外交員である。母は健在、長姉長兄は勤めており、一家の総収入は二万円位である。本人F男君が一番末子で、そのすぐ上の兄は高校へ行っている。

家庭内の人間関係は特に悪いとは思われないが、F男君は、兄弟に比し能力低く、学習に意欲がなく、雷同性があり、煽動に乗るといった具合なので家族の者から冷視されている。このためか、本人はすこぶる劣等感が強く家では羽を伸ばされない。それに末子で、小さい頃気ままにされたことも、不安定な心情の一因と考えられる。

学業は極めて悪く、態度も学生らしくない。不良化のおそれが十分ある。保護者と相談した結果、本人に魅力のない学校通学を勧めるより就労させた方がよいのではないかということになった。

（左官見習）

その結果F男君は、現在市内の左官屋に就労している。左官の見習で、実習生のマークをつけ、生徒としての扱いを受けている。賃金は小遣いとして、千円程度の金額である。雇用主の理解によつて配慮ある扱いがなされているので特別な問題はない。

本人は左官職を好み、よろこんで就業しているが、最初父親が、雇用主に頼みに行き、事情を話して、不良化しないように監督方々使ってもらうよう依頼した。その後、学校長や、ホームルームの担任も輔導に当り、来春三月まで行動を見守ることにし、この結果中学校の卒業も認定することになっている。

（不本意ながらの措置）

このケースは、F男自身に問題がかかっている。本人及び母と共に児童相談所に行き、科学調査を行い、その意見を聴取。警察の少年防犯係や、児童委員にも相談した。

その結果も、あまりよい返答が得られない。家庭の意見、本人の希望等から余り賛成できない措置ではあったが、この就業を容認したのである。

幸い、本人が幼少の時からよく知っている左官親方Y氏に義侠的などころもあり、半年近く、卒業までではあるが実務見習生として就労させ、その状況の詳細な報告を受け、実践によつて中学卒業の証書を与えることを教育委員会とも話合いのうえ、本人にも希望を持たせて就労させた。

この間別に、左官親方のY氏の人格の調査をした。人間的にも温厚な尊敬できる方なので、関係者に図り、相談の結果決定したことであり、全面的な信頼をY氏に寄せている。

各機関の立場から、子供の将来のため貴重な意見を聞かせてもらったことは婦人少年室協助員として実にうれしかった。父兄も素直に納得し、F男君も、周囲の人々の愛情が理解できたらしく、大いに羽を伸ばす境地に自らを置き得たと喜び、一生懸命就労している。

（要求される特殊学級）

小学校の間は一人の担任教師の翼の中で、なにかの時間に、また、ちよつとした機会に心した扱いを受けると本人

は羽を伸ばせる。

しかし、中学校では、それぞれ専門教科の教師で、生徒に対する要求度も高く、本人はいつも叱言と、理解できない倦怠で、いわゆる長欠生徒が多くなりがちである。

加えて、グループ構成意欲も高まり、何らかの意味において認められ、情熱のはけ場を求めたことが、不良仲間に入る因となる。

そこで、能力の著しく低い児童、身体発育の遅れている子供のため、特殊学級が設置され、特別な指導がなされなければならぬ。現在、特殊学級が設けられているところもあるが、ごく少数で、まだこれに入れない生徒が多い。もっと増加する措置がほしい。

なお、長欠問題児の早期発見のため関係機関の連絡協議会が設けられ、児童委員会にも出席し合うことに決められた。

（感想）

長欠児は一応就学させるのが最も望ましい措置であることは論をまたない。

しかし、この生徒は地域の不良仲間とも親交があり、欠席日数は大したこともないが、事実は朝一寸登校はするが欠課が非常に多く、学習能力、興味も共に低く、とても三年生の集団の中では居すわれない。

しかも、意志弱く、煽動にのり易く、結局もとの長欠児に返り、不良仲間に入り、これがしみついて足の洗われないう子にならないと誰が保証できようか。

三年生で、もう半年で卒業ということも考え、いずれ就職するならば却って早い方がよいのではないか、本人は左官が好きというし、比較的器用であるうえ、理解のあるY氏親方が近隣なので就労させたわけである。

度々本人からも、親方からも受信あり、「よく手伝ってくれるから助かるぞ。」「土のこね方がうまい。」等と、精づけ励ましての教えに本人も一つのプライドを持つて元氣よくやっている。

去る三月十日の卒業式には登校し晴れの卒業証書を手にした。これを機に実習生のマークも取り除いて徒弟となつたわけである。

関係諸機関の責任と愛情が本人及び周りの者にしみこんで、この幸福がもたらされたものと感謝している。



4 眼鏡製造工の長欠児

福井 藤本 重志

(ケースの概要)

私の取扱つた児童の家庭は、母及び兄弟姉の四人暮りでした。T君は次男坊で、兄と共に眼鏡工場に行つて働いています。母と姉は、附近の織布工場に行つて働いたり、日雇に出たりして働いています。一人が平均四、五千円の収入を得ているから生活状態も、まあまあといったところです。

父はT君が幼少の頃亡くなり、その後は苦しい生活が続けてきました。母が不身持で、とかく男関係などが絶えず、子供の教育には全然無関心です。このため兄は面白くなく一時家をとび出して金沢方面へ働きに行つていたことがあります。

その間、T君は学校へ出たり、出なかつたりして家にぶらぶらしていました。これを見て兄は心配し、家に戻つて、本兄に学校へ行くよう一生懸命にすすめました。今年の四月、中学三年の教科書をそろえてやつて学校に行かせたが、学校では二年にとどまるようにいわれました。これには兄も本兄も一寸当惑しました。その後一か月ほど学校に通いましたが、半年余りの学校生活のプランクがあるのでT君はなじめず、かくれ休みをしたり、近くの非行少年の仲間とも交渉をもつようになりました。

兄が勤めのかたわら学校と連絡をとり、T君の就学に努めたが、学校では全く放置された状態におかれ、T君は強い劣等感を抱くようになった。学校当局は本気になつて児童のことを考えているのだろうか。お役所仕事には愛情がない。家庭の不幸からやむをなく働いているのだから、T君の気持がこじれないように温く見守つてほしいと実兄から訴えられた。学校側がその実情を察して三年に上げさせてくれ、よい受入れ態勢をととのえておいてくれたらこのケースも解決の道が見出せたのではなかつたらうか。

(就労の状況)

家庭の収入が一万数千円では、四人家族の生活はおぼつかない。母親は家出をしたこともあったが、そのうちにT君を兄の勤める眼鏡工場へ連れて行き雇つて貰いました。

T君は、学校から遠ざかつていたので学業の面は次第に好まず、母親の影響もあつて学校の話をするときらつて逃げかくれた。しかし、T君は手先が器用なものであるから工場の仕事はよくでき、雇用主にもほめられるようで工場へ勤めることをよろこんでいます。人から出席を促されて一寸登校してもすぐ翌日から学校を休んで就労するという状態でした。

ゆがめられた家庭環境に育つたものは性行もゆがんでいる。T君は、兄が就学について熱心にとび廻り、努力して

も容易に納得しない。一度ぐれた者はなかなか素直になれないものです。

朝七時半から勤務して午後六時頃終る。実働は九時間位ですが、賃金は五、六千円で、家にとつてみれば遊んでゐるよりどんなにプラスになるかわかりません。頭も悪くないので技術の上達が早く、もはや熟練工です。

就労の問題については、労働基準監督署にも連絡をとり、本児の保護について依頼しました。しかし、前述のような実情なので、これ以上T君に就学をすすめてみても即時解決をみることは不可能と思われるので、しばらく現状のままにしてお守ることにする。

（関係機関との協力）

家庭の指導や、児童の取扱ひについては男より女の方がよいように思われます。そこで私はこのケースワークに当り元教員であつた妻に仕事の一部を分担して貰つた。妻の力で相当の効果をあげ得たものと信じています。

私は現在、市区長連合会会長、市社会教育委員、保護司、人権擁護委員の職にあるので、区長や民生委員との連絡が容易であり特に学校との協力活動には私の職柄も手伝つてか好意的に協力してくれました。

このケース・ワークを通して社会に与えた影響は大したものではありませんが、婦人少年室協働員がこのような仕事まで進出してやらなければならぬとは恐縮だといわれ、関係当局に感動を与えた。その後、児童の保護活動に一段と意を用いるようになったことは喜びにたえません。

（ケース・ワーク雑感）

T君のケース・ワークを通して感じたことを二、三申し上げて稿を終ります。

長欠児童の保護活動は、主として文部省関係機関が、学校当局と協力して指導監督をなすべきが本筋であると思う。このようにことまで労働省がタッチすることは御苦勞であると感じた。

婦人少年室協助員が活動することについて関係者は、他の管轄に対しておせっかいをすると非難される向きもある
ので、婦人少年室長に進言して、このことを県教育委員会に連絡して貰ったこともあります。

まだ一般に婦人少年室協助員というものがどんな存在で、何の仕事をするのかよく理解されていないのかもしれない
せん。しかし、このような長欠就労児童の保護というささいな活動面からしても如何にその重要な役目を果しつつあ
るかということが認識される。

婦人や年少労働者の保護育成の面から考えると、他の機関である保護司、児童委員、人権擁護委員などの民間人と
より一層緊密な連絡をとり合つて協力しなければならぬ問題が山積しています。関係機関による強い行政的な措置
と相まつて私たちボランティアの裏面からの保護活動が活発化しなければ日本の社会保障は完全な機能を果し得ない
でしょう。



5 長すぎた就労

宮崎 馬場 ミチ

(十二名の長欠児)

最初、担当区内の学校に対して電話連絡を行い、長欠児童関係の教師と懇談会を開催してもらうよう期日をきめ
た。

学校で、教師数名と会合を開く。婦人少年室作成の資料と学校の調査票に基づき、長欠児童一人一人についてその状況を調査する。提出十二名の中より本児M太郎の就労を知った。級主任に学習、家庭、住居についてきき、懇談した。

また、市厚生課において、各十二名の必要区の担当児童委員名と住所を調べた。これにより、M太郎の地区担当の児童委員を訪問するも一度は不在、あまり要領を得なかつたが、とにかく児童の家庭を訪問した。

父親はてあいにく不在、母親より事実をきき就労先を確かめる。次いで就労先を訪問、雇用主に面接、本人を確認した。

(家庭状況)

人間関係。父母に子供七人の計九人家族である。本児と母親との人間関係はよいが、父親と本人との関係がよくない。従つて、M太郎は家庭にいたがらず、その結果、母親と相談して働きに出てしまった。父親は、あれたちが勝手にしたこと、自分の知ったことではないといつてゐる。

経済的事情。父親は病気がちで仕事には出ない。兄三人は日稼に行つてゐるが、本人の外、弟妹三人あり、生活は苦しい模様である。しかし、働く人数のいることとて、生活保護の対象にはなつていない。住居は古いが、約十七、八坪あり、服装、調度には赤貧洗うが如しとは見受けられない。

(肉屋の小僧)

M太郎は、当市目抜きの本通りに所在する従業員四人の精肉販売店へ住込店員として就労している。店頭販売、配達等をする。

この店は、M太郎の母親と遠い親戚にあたり、母親が頼みこんだので雇用したのである。そんな関係で、雇用主は

どちらかといえば、仮保護者のようになっている。

賃金は特に支給せず、必要の都度、小遣いを支給している。理髪代二百円（二回分）、映画代三百円（三、四回分）、その他五百円ぐらいで、衣服は仕着せである。

就労時間は特に定めていないが、朝七時頃から晩九時頃まで勤め、休日は月二回位休ませてくれる。そのうち一回は毎月十五日の定休日である。

労働条件がはつきりしていないことは本人が将来不満を持つことにもなり、好ましくない。明確に決めて希望の持てるようにしてやるように指導する。小遣いの使用についてもある程度注意してほしいと雇用主に要望した。

（興味のない学校）

M太郎が働き出してから二年半になる。この間学校当局の指導もあったことと思われるが、再び就学を勧めるには就労の期間が長すぎた感がある。本人はもう学校など行かなくてもよいと思っている。いままら指導してもむずかしい。

家庭訪問などをして、就学の話をするとうるさい、もし学校へ行けというなら逃げ出すといっている。就学の意味など全くない。

児童相談所を訪れ、所長及び担当職員と協議した。児童との面接結果も聞いて、就学は本人の身体的性格、感情より無理と判定、雇用主も理解がありよくみてくれるので、真面目な勤務を続けて成人させるよう、児童相談所、協助力員、雇用主で見守って行くことにする。

（ここにもある偏見）

婦人少年室協助力員の積極的活動により、児童委員、保護司、学校、警察等の長欠児童に対する認識が高まり、協助

員に対しても非常に協力的であった。

宮崎市に青少年健全育成会が誕生し、本協助員が受持った地区はそのモデル地区に指定された。長欠児童に対しては、地域社会の全般的な気運が高まり、みんなで可哀想な子供を保護しようとする雰囲気できた。

しかし、問題は、部落的偏見である。この地域は、いわゆる未解放部落で、学校の周辺の人々の心の中に差別的意識がひそんでいる。手をふれない主義、他の者が行けばなぐり倒されるぞというような偏見があり、調査に当たるときおどかされた。

このような見方は、特にその地区と密接している者に強い。いけないことであるが、今までの大人たちが偏見をなくさない限り、なくならない。これから伸びようとする児童にこのような誤った考えが植えつけられては大変である。教育関係者はもちろんのこと、われわれ一般人も努力しなければならないことである。

(協助員の責任を感じて)

この家の親のように、小学校六年を卒業すれば一人前だと考えていたのでは困ってしまう。他の弟妹まで影響されぬように注意して指導に当った。

簡単に考えて手をつけたケース・ワークもいざ取りかかると簡単にはすまず、この一件でも実に多くの日時を費している。もつとなれたら活動もスムーズに運ぶかもしれないがわれながらはがゆいくらいである。ケース・ワークとはこんなものかも知れない。

一人で一人の児童を救うことは容易でない、この児童以外のケースでも家庭訪問や面接で非常な困難が多い。そのため、保護司や、警察、その他の協力を受けたが、一般的に、もつと早く手を打つようにしなければ解決はむづかしい。

一般の関心が次第に高まりつつあることはよろこばしいことであるが、しかし、全体をみるときは、まだまだではないだろうか。協助員として、ケース・ワークとしての責任の重さを感じる。

昭和三十四年十月十日
昭和三十四年十月二十日

印刷
発行

(不許複製)

長欠就労児童保護活動事例集

編集者

東京都千代田区大手町一ノ七
労働省婦人少年局

印刷者

橋本梅吉

印刷所

東京都千代田区神田佐久間町三ノ三七
株式会社 文唱堂印刷所

